

令和3年

# 厚生委員会会議録

とき 令和3年7月6日

品川区議会

令和3年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和3年7月6日(火) 午前10時00分～午後3時26分  
場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員 委員長 鈴木 博 君 副委員長 鈴木 ひろ子 君  
委員 石田 秀男 君 委員 若林 ひろき 君  
委員 せお 麻里 君 委員 石田 ちひろ 君  
委員 木村 けんご 君 委員 高橋 しんじ 君

出席説明員 伊崎 福祉 部長 寺嶋 福祉 計画 課長  
宮尾 高齢者福祉課長 菅野 高齢者地域支援課長  
松山 障害者福祉課長 築山 障害者施策推進担当課長  
櫻木 生活福祉課長 福内 健康推進部長  
(品川区保健所長兼務)  
高山 参事 池田 国保医療年金課長  
(健康推進部健康課長事務取扱)  
秋山 保健整備担当部長 鈴木 参事  
(品川区保健所生活衛生課長事務取扱)  
鷹 箸 参事 豊嶋 新型コロナウイルス予防接種担当課長  
(品川区保健所保健予防課長事務取扱)

○午前10時00分開会

○鈴木（博）委員長

ただいまより、厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査およびその他を予定しております。

また、令和3年陳情第19号および令和3年陳情第24号の写しを机上に配付しております。これは、議長より参考送付を受けたものでございますので、後ほど各自ご覧ください。

本日は、議案審査に際し、手話通訳の方にご入室いただいておりますので、ご了承いただくとともに、委員・理事者の皆様におかれましては、ご発言の際には、ゆっくり、はっきりとお話しいただきますようご配慮をお願いいたします。

本日も、これまでの委員会と同様に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更、アクリル板を設置するとともに、理事者の出席も必要最小限とし、予定表の順序の変更や会議途中での理事者の退室等も適宜行いながら進めてまいります。

そのため、所管質問について、会議の効率的な運用の観点から、なるべくご配慮いただきたいと思っております。その上でなお、ご発言を希望される方は今の時点でお申し出いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（博）委員長

ないということよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日も会議時間が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的なご質疑にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は5名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

あわせて、本日、写真撮影の許可申請がございましたので、議題に入る前に許可するかしないかを判断するため、各党派のご意見をお聞きしたいと思います。

なお、前例といたしましては、議題に入る前に自席からの撮影を許可したということがありました。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○石田（秀）委員

今までの慣例どおりでお願いします。

○若林委員

委員長ご紹介の前例どおりで結構です。

○せお委員

前例どおりで構いません。

○石田（ち）委員

前例どおりに限らず、私はいつでも撮影をしていただけたらいいと思っています。

○木村委員

結構です。いつもどおりでお願いします。

○高橋（し）委員

前例どおりでお願いします。

○鈴木（博）委員長

それでは、ただいま各会派のご意見を伺いましたが、前例どおり、議題に入る前に自席からの撮影を可とするというご意見が多く出ましたので、議題に入る前のみ写真撮影は認めるということにしたいと思います。

また、撮影につきましては、自席から撮影していただきますようお願いいたします。

それでは、写真撮影を申請された方は撮影してください。

[写真撮影]

---

## 1 議案審査

### (1) 第40号議案 品川区手話言語条例

#### ○鈴木（博）委員長

それでは、予定表1、議案審査を行います。

初めに、(1)第40号議案、品川区手話言語条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○松山障害者福祉課長

私から第40号議案、品川区手話言語条例についてご説明いたします。資料をご覧ください。

まず、制定理由です。手話は、手話を必要とする聴覚障害者にとって、生きていく上で必要不可欠な大切な言語でございます。手話が言語であることは、障害者基本法において定められておりますが、手話が言語であることに対する理解が十分であるとは言えないことから、理解を促進していく必要がございます。本条例の制定により、手話が言語であるとの認識のもと、手話による意思疎通が図りやすい環境の整備を推進し、手話を必要とする方が安心して生活することができる地域社会の実現を目指すものでございます。

次に、制定に向けた取り組みについてです。

まず、当事者および手話に係る団体へのヒアリングを、令和元年度に2回、令和2年度に2回、本年度に1回実施しております。

また、アンケート調査も実施いたしました。対象者は身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害の方、約800人から抽出をさせていただき、276人の方へ送らせていただきました。本年4月27日から5月14日まで、郵送、FAX、障害者福祉課窓口への持参により143人の方から回答をいただいております。回答率は51.8%になります。

実施結果につきましては、おめくりいただき、資料1をご覧ください。

まず、設問1の年代別割合は記載のとおりです。

設問2の身体障害者手帳の等級についてですが、聴覚障害のみの場合は、個別の障害程度等級は最も重度で2級までとなります。円グラフの中で身体障害者手帳1級と回答していただいている方は、聴覚障害の方で、ほかの障害と合わせて総合等級として1級となっている方でございます。

おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。

設問3でございます。手話を使用している人の割合について、回答者143人のうち73人、51%の方が手話を使用していると回答しております。

設問4は、設問3で「使用している」と回答した方の手話の種類についてです。日本手話が52人で51%、日本語対应手話が32人で31%、中間型手話が13人で13%となっております。

3ページの上段は、参考に等級ごとに使用している手話の割合について、クロス集計をしたものにな

ります。身体障害者手帳1、2、3級の方が手話を使用していることが分かります。

設問5は、手話以外のコミュニケーション方法です。一番多いのが、会話による方法。次に、筆記による方法です。

4ページ、設問6で、条例制定および手話の理解促進の取り組みについてです。自由記述となっております。

一番多いご意見は、「手話を日常的に学べる環境づくりを整備してほしい」で22件、次に多いご意見は、「手話の普及・条例PRの促進に努めてほしい」で16件、3番目に多いご意見は、「聴覚障害者への偏見をなくし、手話による会話を理解してほしい」が10件でした。

設問7は、アンケート記入者を記載してございます。

アンケート結果は以上でございます。

恐れ入りますが、手話言語条例の説明資料にお戻りいただきまして、3の条例の主な内容でございます。

まず、目的です。手話に対する理解の促進および普及のための基本理念を定め、区の責務ならびに区民および事業者の役割を明らかにすることにより、手話による意思疎通が図りやすい環境の整備を推進することでございます。

次に、基本理念です。手話に対する理解の促進および普及は、手話は言語であるとの認識の下に、一人一人が尊重され、手話を必要とする者が安心して生活することができる地域社会を実現する目的で推進されるものでございます。

続いて、区の責務です。手話を必要とする者と協力し、手話に対する理解の促進および普及に必要な施策ならびに手話による意思疎通が図りやすい環境整備を推進します。

区民の役割です。基本理念の理解を深め、区の施策に協力し、手話を必要とする者と手話による意思疎通を行うことにより、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

事業者の役割です。基本理念の理解を深め、区の施策に協力し、手話を必要とする者が利用しやすいサービスを提供し、働きやすい環境整備をするよう努めるものとします。

施行年月日は、公布の日からでございます。

#### ○鈴木（博）委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

なお、話すスピード・声のボリューム等について、傍聴者・手話通訳者にご配慮いただきますようお願いいたします。

質問がございましたら、どうぞ。

#### ○石田（ち）委員

聴覚障害者の皆さんの念願の手話言語条例がこうやっていよいよ出されたわけですがけれども、本当に手話が言語であるということに行き着くまでも大変だった歴史があるというふうにもお聞きしています。ですので、やはり聴覚障害者の皆さんの言語である手話が伝わらなければ、結局のところ、意思疎通は当然できないわけで、聴覚障害者の皆さんにとっての言語を私たちは知る必要があるし、そして広めていく必要があると思います。ですので、この条例制定がされただけでなく、やっぱりその後もすごく重要になってくると思うのです。

まず、今ご説明いただいた資料のところから、2の制定に向けた取り組みで、当事者および手話に係

る団体へのヒアリングということで、団体というのは、どのような団体に、何団体にヒアリングがされたのか。それとアンケート調査もされたということですが、「身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害の方(約800人)」とあるのです。そこから抽出をして276人に送付をされたということで、回答数が143人ということなのですが、私、800人の方、皆さんに聞いてもよかったのではないかというふうに思うのですが、抽出とした理由、絞った理由を聞かせていただきたいと思います。

#### ○松山障害者福祉課長

まず1点目ですが、当事者および手話に係る団体についてのお尋ねでございます。

具体的に申し上げますと、品川区聴覚障害者協会、そして品川区登録手話通訳者の会、品川手話サークル、そして明晴学園の4つの団体でございます。

次に、800人から抽出した理由ですが、かなり母数が多いということと、あと、実際に手話を必要とする方についてのご意見を尊重したかったということがございます。1、2、3級の手帳をお持ちの方は、やはり手話をお使いいただいていると区のほうでも考えておりましたので、実際に抽出した結果、障害の程度が重い人ほど手話を使っているということが判明したというところでございますので、実際には、この期間の間に800人の方というよりは、一定程度、バランスよく抽出をして、それぞれの等級ごとにご意見を実際に書いていただいたというところでございます。

#### ○石田(ち)委員

アンケートですが、そうすると、この276人というのは、手帳の1級、2級、3級の方に絞ったということではないのですか。

バランスをとということでしたけれども、800人の皆さんが、手話についてもそうですけれども、ふだんどういう意思疎通をされているかということだったり、また手話への関わりというところでは、私は全員に聞いてもよかったなというふうに感じました。ということは、276人という数字は、1、2、3級の方だけではなく、バランスよくと言われているということは、そういうことですね。そこを伺いたいと思います。

#### ○松山障害者福祉課長

抽出の方法ですが、無作為抽出でございます。

こちらの回答ですが、一定程度の母数があれば明らかになるものがございますので、調査としての母数としては、これで有効であるというふうに判断しております。

#### ○石田(ち)委員

アンケートの効果として、一定の母数があればということなのですが、やっぱり聴覚に障害をお持ちの皆さん全てに聞いていくということが区の姿勢としても大事なのではないかとこのように思ったので質問しました。

それで、3の条例の主な内容のところ、区の責務のところには、「手話による意思疎通が図りやすい環境整備を推進する」とあります。やっぱりここが一番大事なのではないかとこのように思うのですが、どのように普及をさせ、環境整備をどう進めていくのかという実施計画、推進計画、そういったものが必要だと思うのです。

全日本ろうあ連盟が出している冊子にも条例のモデルが出ていまして、それを調べると、条例の中に「施策の策定及び推進」というものがあります。そして、そこには、「施策の推進方針を定めるとともに、実施状況の点検、見直しのため、聴覚障害者及び意思疎通支援者等が参画する手話言語施策推進会議を設置する」とか、こういうふうに条例を作るといいですよというモデルとして全日本ろうあ連盟からが

出されているのですけれども、そしてさらに、この条例のモデルには、「この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする」という、そうしたさらによくしていくという、PDCAサイクルではないのですけれども、そういったものも盛り込まれているのですが、こういうモデル案等は参考にされたのかどうか、伺いたいと思います。

#### ○松山障害者福祉課長

全日本ろうあ連盟の条例のモデルは承知しております。4つの団体と協議するに当たり、条例のモデル等のお話もいただきましたが、地域の実情に合わせて、それぞれ各区で決めるということになっておりますので、2年間にわたるかなり長い話し合いの中で、それは十分に意思疎通を図り、今回、条例案として提案をさせていただいたところでございます。

#### ○石田（ち）委員

さっきも言ったのですけれども、やっぱりここが一番大事だと思うのです。条例をつくった、その後に環境整備や手話の普及をしていくところでの、それをどうやって進めていくかということが品川区の条例には書いていなかったのですけれども、そのモデル案を見たら、「施策の策定及び推進」というものがあった。ということは、条例には入れ込んでいないけれども、実施計画なり推進計画をつくるべきだと思うのです。そうしていかないと、どういうふうに区が進めいくのかということが、区民も分からないし、そしてさらに検討していいものにしていくことができないと思うので、そうした推進計画をつくるべきだと思うのですけれども、そこら辺は検討されているのでしょうか。

#### ○松山障害者福祉課長

計画についてのお尋ねでございます。理解促進を進めていくにあたり、この条例をつくったから終わりではなく、この4つの団体の話し合いの中でも、この条例制定を機に、さらに理解促進を進めるということで、今後も定期的に理解促進を進める方策について一緒に話をしていきましょうということで合意がとれております。計画については、作成する考えはございません。

#### ○石田（ち）委員

そうした当事者や関係者の皆さんとさらに話し合っていくということは大事だと思うのですけれども、それを多くの区民が知らない、普及ということにはならないし、手話に通じるという状況にならないと思うのです。ですので、こうした条例を制定して、そして推進を進めていく計画等がしっかりとあると、区民の変化とか反応もすごく変わってくると思うのです。

全日本ろうあ連盟が出している冊子にも、そうした普及が進むことで、想像以上に波及効果があらわれて、理解も大きく進んで、区民が独自で動き出すというようなことなども書かれているのです。

ですので、普及させていくために環境整備を推進するという区の責務があるわけですから、計画、方針、そうしたものに基づいて進めていくということを検討するべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○松山障害者福祉課長

改めまして、計画についてのお尋ねということでございますが、この条例をつくるにあたり、2年間にわたり丁寧に団体の方々とお話をしてきた経過がございます。今後も4つの団体とは丁寧に話し合い、一歩ずつ意思疎通を図って進めるということが大事なのではないかとこのように合意をしておりますので、計画ありきではなく、ご本人たちの思いを条例の前文にも反映させていただいております。やはりご本人たちのご意見は尊重していきたいと考えておりますので、計画については策定する考えはござい

ません。

#### ○石田（ち）委員

私も団体の皆さんと丁寧に話し合っていくというのはすごく大事だと思いますし、「私たちのことを私たち抜きに決めないで」という大きな障害者のスローガンもある中ですので、そこは大前提だと思うのですが、それをさらに進めていくための、一歩ずつ進めていくということでしたけれども、その一歩ずつを示していく、計画として、区民としても分かりやすいそうしたものをつくる必要があると思いますし、要は、それがさらに理解を進める、手話の普及を進めるということにつながると思ったので、ぜひ計画等の検討をとら思ったのですが、その考えはないということです。でも、計画なしにどうやって進めていくのかと思うところですので、意見です。

#### ○鈴木（博）委員長

では、ご意見でよろしいですか。

ほかに何かご発言はございますか。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

先ほど、一番初めの言語条例についてのご説明をいただいたところで、制定理由のところなのですが、やはり市町村の手話言語条例のモデル案では、「これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話言語を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた」ということが前文の中に書かれているのですけれども、手話が言語として認められてこなかった、そしてまた、禁止もされてきた、そういう中で、本当にろう者の皆さんが、歴史的にすごくつらい思いをされてきて、言語として使うことも、獲得することもできなかったという、そういう歴史的な経過があったのではないかと思うのです。その辺については、区としては、どう捉えられているのか、またそういうことも制定の理由などのところに、本来であれば、私は前文のところにも入れていただいたほうがいいのかというふうな思いがあるのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。まずお聞かせください。

#### ○松山障害者福祉課長

これまでの手話の歴史的な背景を前文のところに入れたほうがいいのかというご指摘でございます。こちらの第40号議案の中で、手話言語条例の第1条（目的）の前の前文のところには、「手話の使用は様々な制約を受けざるを得なかった歴史があります」ということで、こちらにつきましては、団体のご意見も可能な限り前文に思いを反映させていただいたところでございます。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

私、この手話言語条例は、聴覚障害の皆さんが長い間にわたって私たち議会にも働きかけをされて、今回こういう形で条例がやっと制定されるということになったことは、本当によかったなというふうに思っています。そういうふうなところで、私たち自身もそういう歴史的な経過もしっかりと踏まえた上で、これを考えていくということがすごく大事なことだなというふうに思っております。

それから、先ほどありました団体へのヒアリングを合わせて5回されたということなのですが、これの結果は、その団体の皆さんからどのような課題ですとか、要望が出されたのかというところは、何かまとまったものがあるのでしょうか。また、具体的に課題や要望がどのようなことが出されたのかということについてもお聞かせいただきたいと思っております。

#### ○松山障害者福祉課長



団体の方々とのヒアリングの内容ですけれども、結論としては、この条例をどのように文言を採用し、反映していくかというところが一番のところですよ。

ご要望につきましては、例えば、全ての団体というよりは、品川区聴覚障害者協会のほうから、障害者福祉課における手話通訳者の配置を、今回、4月から1日増やしましたけれども、そういったことであつたり、あとは、タブレットのことであつたり、あとは日常的に、やはり生活上の中で区民の方や町会を含めてご理解いただけるような方策がないだろうかということで、もう既に具体的に進める方策も一緒に話をしているところでございます。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

先ほどから、団体の皆さんと、これから具体的なところは、どういうふうに具体化をしていくかというのは話し合いを進めていくということですが、そういう点では、この条例を基にして、この条例をどう実効性のあるものにしていくのかというのが一番大事なところだと思うのです。手話については、国の理解も、普及も、それから教育の分野でも、様々なところで、まだ本当に、まさに不十分で、あまりにも進んでいないという状況だと思うのです。それを今回の条例をきっかけにしながら、本当に着々と進めていっていただきたいなというふうに思うのです。

そのためには、私は、先ほども石田ちひろ委員が言われたように、ぜひ計画をつくっていただきたいと思うのですけれども、区としては計画は策定する考えはないということなのですが、その計画は、例えば障害福祉計画の中に具体的に織り込んでいくだったりとか、そういうふうなところでの具体的にどうしていくのかというのは、見える形でしていくものはないのかということをお聞きさせていただいたのと、それから、団体の皆さんと一緒に話し合いをしながら具体的に進めていくということでも言われましたけれども、それであれば、私はこの条例のモデル案にあるように、「聴覚障害者及び意思疎通支援者等が参画する手話言語施策推進会議」、こういうものをつくって、そしてその中で具体的に定期的に要望を聞きながら具体化をしていくということも、そういうふうにすることによって進んでいくのではないかなと思うのです。またそういうことをしていかないと、なかなか具体化が進んでいかないのではないかなというふうな思いがしているのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○松山障害者福祉課長

計画や具体的な実効性についてのお尋ねでございます。障害福祉計画につきましては、手話言語条例という文言をきちんと記載しておりますし、区の責務として、本条例に基づいて意思疎通が図りやすい環境の整備を推進するということが条例に明記しておりますので、この条例を基に進めていく、実効性のあるものを行っていくという区の姿勢は変わるものではありません。この条例制定にあたり、この4つの団体と話し合っていく中で、もちろん具体策というものをどうしたらいいだろうかというような話は既にしております。計画をつくることにおけるというよりは、どちらかという、すぐに実行に移すというほうがスピードアップが図れるのではないかと考えております。

今後も全日本ろうあ連盟の条例のモデルにあります会議の名称とは違いますが、この4つの団体と話し合っていくということは変わりませんので、この条例に基づいて同じような形で進めていきたいと思っております。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

ということは、この4つの団体とは、推進協議会みたいな名称はつくることがないけれども、それと同じような形で定期的に話し合いを進めて具体化をしていくということで確認させていただいてもいいでしょうか。

それで、『手話でGo<sup>2</sup>!』とか、こういう冊子があります。その中でも手話言語条例を制定した自治体の施策ということで、「手話を学ぶ機会の確保」、「学校における手話の普及」、「手話通訳者等の確保、養成等」、「手話を使いやすい環境の整備」、「事業者への支援」ということで、5項目について様々な具体策が、こういうふうなところで前進させていってほしいというような中身が書かれているのですけれども、こういうものを区としても、その4団体と定期的な話し合いの中で進めていくということによろしいのでしょうか。その点についても伺います。

#### ○松山障害者福祉課長

団体との今後の協議の進め方についてでございます。既に団体とは、引き続き定期的の実効性のある方策を考えるということでお話をしております。全日本ろうあ連盟の中ではそういった会議の名称がついておりますが、品川区では、特に名称をつけずに、これまでどおり、4つの団体と話を進めて、障害者理解、手話の理解を進めていくということは合意を得ているところでございます。

そちらのモデル条例につきましては、全国に、あくまでもモデルということで出しておりますので、各区、やはり地域の実情ですとか、地域の手話に関わる団体というのは、それぞれ異なりますし、それぞれの方の思いは尊重して進めていきたいと思っておりますので、特にモデル条例ということは、必ずしも、あくまでもモデルですので、品川区ならではの、やはり品川区の手話を使用する方が安心して意思疎通が図れるという地域社会、品川区をつくっていきたくて考えております。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

実際にそういう普及だったり、理解だったり、環境の整備だったり具体的に進むということが一番大事なので、それは本当にそういうふうなぜひ進めていただきたいと思っております。

そうすると、定期的にとというのは、年間何回ぐらいとか、そういうふうなこともあるのであれば教えていただきたいのと、あと、この冊子の中でも、条例制定後の市民の変化が、この手話言語条例を具体化する中で、様々な、教育についてもそうですし、まちづくりについてもそうですし、障害者理解についても、本当に大きく広がって、この手話言語条例が全ての人に優しいまちづくりのきっかけになっているというふうなことが書かれていましたので、そういう形でやっていただけたら。また、その中で、具体的に本当に関心が高まったとか、手話通訳派遣の依頼件数が2倍以上に増えたとか、様々こういうプラスの変化がいろいろ出てきているというふうなことが書かれていましたので、そういうふうなところでも、品川区でも実効性のあるものにぜひしていただきたいと思っております。

それから、こここのところに、全国手話言語市区長会がつくられたということで書かれていたのですけれども、ちなみに、濱野区長がここに入られているのか、その点についても伺いたいと思っております。

#### ○松山障害者福祉課長

まず1点目ですけれども、話し合いの頻度についてのお尋ねでございますが、4つの団体のそれぞれお仕事を持っていられる方だったり、相手があるものですから、まだ頻度については特に決めてはおりませんが、この間、年に2回は必ず実施してまいりまして、あとは、それ以外でも、品川区聴覚障害者協会の会長とはメールでやり取りをしているところでございます。ですので、今後も4つの団体と定期的に引き続き行っていきたくて考えております。

また、全国手話言語市区長会ということで、濱野区長は名前を連ねております。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

ありがとうございます。濱野区長が名前を連ねて、積極的にそういうふうなところに関わっていただけるということで、よかったなというふうな思っています。

あと、実態のところがよく分からない部分がありまして、教えていただきたいのですが、アンケートの2ページのところで、手話を使用していない方が47%いらっしゃるということであつたのですけれども、その使用していない理由は、どういうことで使用されていないのかというふうなところを教えてくださいたいのと、あと、この冊子のところでも、ろう学校で学ぶときに、共通言語は手話言語と位置づけることが必要ですということを書かれていたのですけれども、共通言語は手話言語ということで、まだ位置づいていないということなのか、そこの今の教育の分野ですとか、手話の現状というか、そこら辺のところはどうなっているのかということについて教えていただけたらと思います。

#### ○松山障害者福祉課長

まず1点目、アンケートの中で、使用していない人が、なぜ手話を使用していないのかということにつきましても、その方それぞれによって、例えば口話法ですとか、筆談ですとか。あとは、実際に全ての等級の方がこちらの調査結果にありますので、3ページ目のクロス集計の表をご覧くださいますと、やはり1、2、3級の方は何かしら手話を使っている方が多いですけれども、4級以降、比較的障害の程度が軽い方については、ほかの手段を使っているのではないかと推測されます。

また、次に教育分野につきましても、所管が異なりますので、ここでは差し控えたいと思います。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

ありがとうございました。今回こういう形で手話言語条例、待ちに待った手話言語条例がつくられるということで、本当によかったと思っています。ぜひこれを、まだまだ不十分な状況になっている手話の普及、理解、それから環境整備のこういうふうなところにも実効性のあるものにしていただくようお願いして終わります。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご質問は。

#### ○高橋（し）委員

手話言語条例についていろいろ説明をいただきまして、大変すばらしい条例で、この制定に向けた取り組みに関しては賛成していきたいと思います。

補正予算のほうにも約400万円つけて、審議の話になるのでここでは一端なのですが、動画をつくったり、広報をつくったりということで、区の条例制定に向けた意気込みというか、それが感じられるので、その点もすばらしいことだと思います。

ただ、1つ、手話言語条例に関しては、少し流れが、もうちょっと広がっていて、いろいろな障害の特性を持った方へのコミュニケーション支援ということを含めた広い考え方の条例が自治体ではつくられているわけです。いろいろ発達の特性によったり、あるいは障害の特性によったりして、分かりやすい字を使ったりとか、絵を使ったりとか、そういうものでコミュニケーションを支援していこうということを定めた条例が、近年、制定されている。発展型と言えいいのでしょうか、そこにいかずに、手話言語条例。ちょっと言い方は失礼ですけれども、ほかの自治体は手話言語条例をつくっている、ややゆっくりめで今回制定したわけですけれども、いろいろな障害を持たれた特性を持った方へのコミュニケーション支援を含めた条例ではなく、手話言語条例に限定されたところの説明を少しお願いします。

#### ○松山障害者福祉課長

今回の条例は、手話言語のみとしているものなのですが、ほかの自治体でも、委員のご指摘のとおり、コミュニケーション条例をつくっているところもあります。また、それぞれ別々につくっているところもあれば、一緒に包括的につくっているところもございます。

4つの団体との協議の中では、実際、手話が言語であるという趣旨と、意思疎通を尊重するというものとは趣旨は全く違うものですので、今回は手話は言語であるということで、手話言語条例のみとしまして、コミュニケーション条例については、今後、検討はしていきたいと考えております。

#### ○高橋（し）委員

理解しました。ありがとうございました。

今お話にあったように、ぜひ障害の特性に応じたコミュニケーション支援に係る条例ができれば素晴らしいのですが、その制定に向けて、また検討をしていていただきたいと思います。

いろいろな特性に応じた意思の疎通がなかなかできない方、難しい方がいらっしゃるの、ぜひよろしくをお願いします。これは要望で終わります。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご発言はございますか。

#### ○若林委員

今の高橋しんじ委員のお話にちょうどあったので、アンケートの4ページの設問6の上から6番目、件数が7件というところ、「手話以外のコミュニケーション手段も含めた包括的な言語配慮の条例を制定してほしい」、これが今の高橋しんじ委員のおっしゃられた、また、それに対して積極的に応えていきたいという区のご答弁であったかというふうなところの確認を1つさせていただきたいと思います。

その上で、それはそれとして、いずれにしても、この2年間、私どもも会派として明晴学園にお話を伺いに行くと、手話言語条例については、積極的に他の会派、議員の皆様同様、取り組んできたという思いがありますので、今回特に手話に関しての言語条例がようやくここまで来た、制定されるということで、これは大変に高い評価をまずはさせていただきたいと思います。

その上で、今、様々4団体の方との話で、スタート地点にあたりまして、それぞれ4団体の方と約2年間、意思疎通を図り、この条例をまさにつくるためのお話し合いを、またアンケートも取ってきたということで、スタート地点にあたって、この4つの団体の皆さんのこの手話言語条例案についての評価、また、条例についての、もう少しこういう点も今後は力を入れて行ってほしいというようなところがあれば、2点目にお聞きしたいと思います。

一遍にお聞きします。

障害者福祉課の窓口、それから手話通訳とかタブレットのお話、また補正予算のお話もあります。既にまさに当事者の方のご意見を聞きながら、1つひとつ進めていかれているというところは大変に高く評価をしたいと思います。

一方で、この条例の中で、一番、なかなか形にしにくい、形になるものは、どんどん人を増やしたり、予算をつけたり、また器具を配備したりという、目に見えるものは大変に評価しやすいのですが、一方で、やはり制定理由とか、また基本理念にあるように、理解の促進、これは「目に見えない」という言い方が適切かどうかは分かりませんが、なかなか評価しづらいというか、本当に分かりにくいというところ。ここら辺についてのいわゆる当事者、4団体と当事者の皆様のご意見をどういうふうに集約していくか。それから何よりも、まさにここに書いてあるように、地域の方々の参加というか、参画というか、そういうことが1つ重要ではないかという強い思いの中で、一般の方と違うので、自立支援協議会で、今、様々な部会といますか、分科会といますか、ああいうものがありますけれども、例えばそういうところも活用しながら、いわゆる町会も含めた一般区民の方の理解促進のための裾野をどのように広げていくか、これがこの条例のもう一方の非常に重要な点だと思いますので、以上、4点

ぐらいお聞きしたかと思えますけれども、それぞれお話を伺えればと思います。

#### ○松山障害者福祉課長

何点かご質問をいただきました。

今まで4団体の方々と意見のすり合わせを丁寧に行ってきたわけなのですが、団体の方々もいろいろご苦労があったのではないかと考えております。やはりここまで文言にする上では、どのような言葉を使うのか、ご自分たちの思いをどういうふうに文言として表現するのかというのは、団体の方々の中でもそれぞれ様々なご意見があるものですから、その調整は非常にご苦労されて、団体の方々には本当に感謝を申し上げたいと考えております。

今後のことにつきましては、委員のご指摘のとおり、やはり理解促進が一番重要なポイントであると考えております。行政だけではなかなかやりきれないところを、それぞれ団体の方々、あるいは地域の方々のお力をいただきながら、どこまで理解を促進できるのかというのは、区も積極的に行っていきたいと考えております。

実はこの協議の中でも、4つの団体の中から、地域への行事ですとか、なかなか今は新型コロナウイルス感染症の関係から参加しにくいものもありますけれども、できるだけ参加しやすくしたいと。あるいは日頃から挨拶程度でコミュニケーションがとれる環境だったらいいなというお話もいただいております。しかも、日常的な生活の中でのそういったような少しの、ちょっとしたお困り事、あるいは誰か地域の方々の中の地域の一員として、やはりそういう方がいるということを知っておいてほしいといったようなご意見もいただいております。区といたしましても、今後、積極的に、どうやって裾野を広めるかということには全力を尽くしていきたいと考えております。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご意見、ご発言はありますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

#### ○石田（秀）委員

賛成でありますけれども、理由を少し述べさせていただきます。

やっどここまで来たのかなと思っております。我々の会派も団体の方々と何回もヒアリングをさせていただいて、区長要望も提出をして、何度もこの話はしてきたと考えております。その中で、手話等も活用してくださいということで、今、自民党の品川党支部で何かをやるときは、必ず手話の方をお呼びするというようなことも現実にやっていきたいと思いますということが先だろうということも含めて、今やり出しているところであります。

その中で、議会でも、議会報告会等でも、今、石田ちひろ前サブリーダーもいらっしゃいますけれども、手話の方だけではなく、要約筆記もやろうと、議会でもそういう動きが今までにあって、やってきたのだらうと思っています。

品川区も、大変協力をいただいたりして、区民スポーツ大会の開会式とか、スポーツのいろいろな中で、参加者に聴覚障害の方がいらっしゃると事前に分かっていたりした場合になってしまうときもありますけれども、すぐ対応していただいて手話の方に来ていただけるというような形もこれまで非常に繰り返されてきているのだらうと思っていました。

やっところこういう言語条例がこうにできる、先ほど来、いろいろありますけれども、先ほど言った

ように、設問6の、この22件、16件、10件、7件と、この4つぐらいのことをしっかり品川区もご理解をいただいて、これをさらに進めていくということがこれから重要なのかなと思っております。その点だけ要望させていただいて、この議案については賛成です。

**○若林委員**

賛成です。

**○せお委員**

私も賛成なのですが、1点、要望だけさせていただきます。

先ほど、高橋しんじ委員からお話があったように、本当に手話以外のコミュニケーション手段というところで、例えば知的障害をお持ちの方とか、重複障害の方にとっては、手話が難しかったりしますので、手話以外のコミュニケーション手段を含めた条例を、追加でもいいと思うのですが、ぜひそこは期待して、要望して賛成したいと思います。

**○石田（ち）委員**

賛成です。

**○木村委員**

生きていく上で必要不可欠な大変大切な言語であることから、我々も賛成です。

**○高橋（し）委員**

賛成です。

**○鈴木（博）委員長**

それでは、これより、第40号議案、品川区手話言語条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○鈴木（博）委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

ここで理事者の入れ替えを行いますので、暫時休憩といたします。

○午前11時01分休憩

○午前11時14分再開

**○鈴木（博）委員長**

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

(4) 第36号議案 令和3年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）

**○鈴木（博）委員長**

それでは、引き続き、議案審査を行います。

次に、会議の運営上、予定表の順序を入れ替えまして、(4)第36号議案、令和3年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

## ○松山障害者福祉課長

私から、令和3年度品川区一般会計補正予算（厚生委員会所管分）、手話の理解促進について、ご説明いたします。

恐れ入ります、初めに予算書の14ページをご覧ください。

中段の3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費のうち、2列右でございまして、補正額が396万9,000円でございます。

内容は、15ページに記載のとおり、手話理解促進の経費でございます。

予算書は以上でございます。続きまして、資料に沿ってご説明申し上げます。恐れ入ります、資料をご覧ください。

まず、目的です。手話言語条例について、第2回区議会定例会への上程に併せて、条例の周知と手話への理解を図り、手話を必要とする方が意思疎通が図られ、安心して生活できる地域社会を目指すものでございます。

次に、事業内容でございます。広報しながわ臨時号の発行です。10月21日号の発行を予定しております。次に、品川区手話言語条例制定の周知および手話の理解促進のためのPR動画を作成いたします。

補正予算額は、396万9,000円でございます。内訳は、広報しながわ臨時号の発行は189万7,000円。PR動画制作の委託料が207万2,000円でございます。

なお、手話理解促進についての当初予算額は73万8,000円で、内容は、区職員向けの研修、町会等地域への普及啓発、パンフレットの作成でございますが、本条例を機に、さらに普及啓発を積極的に進めるためにご提案をさせていただくものでございます。

## ○櫻木生活福祉課長

それでは、私から、第36号議案、令和3年度品川区一般会計補正予算のうち、生活福祉課所管分について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、議案として事前に配付されております補正予算書の14ページをご覧ください。

一番下の部分になります。3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護費につきまして、3億9,080万5,000円を増額し、141億6,790万6,000円とするものです。

右側15ページの説明欄をご覧ください。一定の要件を満たす世帯について、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給するため、増額するものでございます。

それでは、引き続き、資料に基づきまして、詳細をご説明させていただきます。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金についての資料をご覧ください。

1、概要でございます。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、社会福祉協議会からの新たな特例貸付が利用できない世帯に対し、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金が創設されました。就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給につなげるために自立支援金を支給するものとされています。

2、対象者および主な支給要件をご覧ください。

(1)対象者は、社会福祉協議会の総合支援資金（特例貸付）の再貸付が終了または不承認になった世帯などで、一定の収入資産要件、求職活動等要件を満たす方が対象となります。ただし、生活保護を受給されている方は除きます。

(2)収入要件です。月の収入が①市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/2分の1と、②生活保護

の住宅扶助基準額の合計を超えないこととされています。特別区では、単身世帯13.8万円、2人世帯19.4万円、3人世帯24.1万円となります。

(3)資産要件としては、世帯の預貯金の合計額が収入要件の①に6を乗じて得た額以下。ただし、100万円を超えないこととされています。特別区では、単身世帯50.4万円、2人世帯78万円、3人世帯100万円が基準額となります。

(4)求職活動等要件です。公共職業安定所に求職の申込をし、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職、いわゆる常用就職を目指し、月1回以上、自立相談支援機関の支援を受ける等の求職活動を行うこと。または生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態であることとなっています。

3、支給額です。支給額は、単身世帯で月額6万円、2人世帯で月額8万円、3人以上世帯で月額10万円となります。支給期間は3ヶ月で、申請の受付期間は、令和3年7月15日から8月末までを予定しております。

裏面をご覧ください。

補正予算額です。予算上の想定申請者数は、1,664世帯を見込んでおります。歳出は、3億9,080万5,000円で、内訳としましては事業費、つまり、支援金として3億5,544万円、事務費として3,536万5,000円となります。なお、ご参考までに、歳入も同額を国庫負担として見込んでおります。

5、申請方法です。対象となる方が収入・資産の状況が分かる書類等とともにご申請いただきます。コロナ禍の状況につき、原則として郵送申請とさせていただきます。申請先は、品川区役所生活福祉課生活困窮者自立支援金担当となります。先ほど申し上げたとおり、申請は原則郵送とさせていただきますが、第2庁舎3階作業室1、暮らし・しごと応援センターの隣に小規模の窓口を設置しております。

周知方法についてです。広報しながわのほか、7月15日以降に社会福祉協議会からいただいた情報を基に、対象者への個別周知を予定しております。

#### ○高山健康課長

それでは、引き続きまして、一般会計補正予算、歳出、健康推進部所管分について、ご説明申し上げます。

議案として事前に送付されております補正予算書の16ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目保健予防費につきましては、3億6,423万6,000円を増額し、63億4,477万8,000円とするものでございます。

右側の説明欄をご覧ください。

予防接種費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対応経費として、コールセンター経費3億5,937万円を増額するものでございます。

その下、こころの健康づくり事業では、自殺予防対策事業として486万6,000円を増額するものでございます。

以上によりまして、1項保健衛生費の総額は95億7,908万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、各担当の課長よりご説明申し上げます。

#### ○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長

私からは、第36号議案、令和3年度品川区一般会計補正予算（厚生委員会所管分）、新型コロナウイルス



ルスワクチン接種コールセンターの増設について、資料に基づきましてご説明させていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターの回線の規模は、当初15回線から25回線を想定しておりました。しかし、5月の75歳以上の高齢者予約の混雑状況を受けまして、回線の増強の必要性を判断いたしまして、これに伴い、増設にかかる予算について増額を図ることとさせていただきます。

内容につきましてですが、6月14日、これは65歳から74歳の高齢者の予約が開放された日になりますが、6月14日から8月14日までの2か月間は100回線まで増設し、8月15日以降10月15日までは50回線とするというものでございます。

補正予算額につきましては、歳出でございます、3億5,937万円を見込んでいます。歳入につきましても同額、こちらは補助金で10分の10つきますので、3億5,937万円を見込んでいます。

### ○鷹筈保健予防課長

それでは、私からは、同じく第36号議案の厚生委員会所管分のうち、自殺対策支援事業について、ご説明を申し上げます。

今回、コロナの影響を受けまして、全国的に自殺者が増えたというような状況を踏まえた中、今年度中に新たに品川区としては、自殺対策を推進するために2種類の事業を予定してございます。

資料の表面をご覧ください。

1番目、自殺未遂者等支援事業、寄り添い型支援事業と名づけさせていただいている事業でございます。

こちらにつきましては、自殺未遂に至った方に対して、この方々に対して特化した相談窓口を設け、自殺未遂者に早期に介入し、寄り添い型の支援を行うことで、自殺企図の背景にある問題点を明らかにし、必要な医療や経済的支援、福祉サービス等の相談支援機関につなげることにより、自殺未遂者の再企図防止を図るといったものでございます。

主な対象としては、自殺未遂をした区民またはその家族の方、そして自殺未遂者に対応した医療、保健、福祉等関係機関に対するスーパーバイズの機能、そういった2種類を考えております。

開始時期でございますが、8月を予定してございまして、事業の内容といたしましては、自殺未遂に至った方が救急車で医療機関に運ばれたりした場合に、その方にご了解が得られた場合には、電話や面接による相談対応のほか、保健所、福祉事務所等の相談機関と連携し、必要な支援につなげることを考えております。

また、必要な場合には、かかりつけ医との受診調整や受診先の調整、同行受診、支援機関へ同行することなどを含めまして、一番自殺のリスクが高いとされている未遂者の再企図の可能性が低くなるまで、継続的なサポートを実施するものでございます。

もう1つといたしましては、我々、自殺未遂者への支援については、今のところ経験がございませんので、救急医療機関、支援機関等における未遂者への対応に関して、スーパーバイズをいただくというもので、事業委託で委託する先は、この件に関しての経験が非常に豊富なNPOを想定してございます。

裏面をご覧ください。

もう1つ考えている事業といたしましては、自殺企図者、未遂までいく前の企図者に対しての支援する事業でございまして、インターネットゲートキーパー事業と名づけてございます。

事業の概要では、自殺をしようとする方は、自殺に関する情報をインターネットで検索するというこ

とが、特に若い年代を対象にされているわけですが、実際にインターネット上でこういった言語を検索いたしますと、様々な情報が現在は画面上に並んでいます。そのときに、そのバナーの上のほうに、実際に相談に誘導するような、現実の相談につなぐことで自殺を未然に防ぐということを目的としてございます。

主な対象といたしましては、インターネットで自殺に関連する文言を検索した者ということで、事業開始は、若干遅くなりますが、今年の12月を予定しております。

事業の内容といたしましては、相談メールを開設しているNPOのところに実際の相談メールが来ますと、この相談メール自体は24時間受け付けいたしまして、24時間以内に資格を持った臨床心理士あるいは精神保健福祉士などの専門家がメールで返信するとともに、対象者が希望する限り継続して相談に応じて本人の悩みを受け止めると同時に、必要な場合には、実際の電話や面接でも相談して、また、その先ということで、必要な場合には、保健所や福祉事務所等の支援機関に繋ぐということを考えております。そのような事業になります。

補正予算の額でございますが、486万6,000円で、そのうち国庫補助金、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の4分の3の補助を得まして、ご覧いただいているとおり、歳入は364万9,000円です。

#### ○鈴木（博）委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○石田（ち）委員

まず、手話の理解促進についてですけれども、これのPR動画を制作ということで、どのような活用の仕方を考えているのかということと、あと、これをつくるにあたって、委託先をお聞きしたいのと、あと、広報しながわ臨時号ということですのでけれども、これの内容。条例の上程に合わせてということですのでけれども、先ほど、全会一致だったわけですのでけれども、そういうことがされましたとか、広報しながわ臨時号の内容はどのような内容にすると考えているのか、伺いたいと思います。

#### ○松山障害者福祉課長

まず1点目のご質問で、PR動画の活用の仕方についてでございます。PR動画の配信先としては、ケーブルテレビ、あるいはYouTube、それからデジタルサイネージ等も配信を考えております。

また、PR動画の委託業者につきましては、補正予算成立後に、通常であれば、一般的には入札ということになるかと考えております。

それから3点目の広報しながわ臨時号の内容についてのご質問です。手話言語条例の制定を機に、条例の周知、そのほかには障害者の福祉の特集号といたしまして、この条例に限らず、広く障害者理解を進めるような記事の掲載を考えております。

#### ○石田（ち）委員

分かりました。

次にいきたいと思います。コロナウイルスの生活困窮者自立支援金についてです。

緊急小口資金や総合支援資金を借り切った、再貸付が終了した方などへの、これは給付型ということですね。この対象者のところで、どういう方が不承認になるのかということ伺いたいのと、あと、そもその総合支援資金、緊急小口資金の実績、人数と総額を教えてください。

それと、3の支給額のところでですけれども、単身世帯で月額6万円ということですが、総合支援資金

は、単身世帯でひと月15万円だったと思うのですけれども、半分以下ということで、ちょっと少ないなと思うのですけれども、この額の根拠と、あと、申請受付期間ですけれども、8月末までということですが、その理由。感染拡大がまださらに続いて、まだまだ困窮するという状況であれば延長するのかなということ。

そしてもう一つ、裏面の予算額ですが、想定申請者数を1,664世帯にした理由、何を基に想定されたのかということ。

そして、事務費ですけれども、3,500万円余ですが、これはどういったもの、人件費と、そのほかにもあるのか。人件費もあると思うのですけれども、何人体制ぐらいのものなのか、伺いたいと思います。

#### ○櫻木生活福祉課長

何点か、ご質問いただきました。

まず、不承認はどういう方なのかということですが、こちらは社会福祉協議会が審査をしております、私も確認はしてみたのですが、社会福祉協議会の審査基準は公表されていないということですので、どういう方が不承認になっているかというのは、こちらでは把握できていないということでございます。

2点目の実績です。令和2年度から緊急小口資金等の特例貸付が始まっておりまして、令和3年6月末までの通算で申し上げますと、社会福祉協議会から教えていただいた額としましては、緊急小口資金の利用人数が5,256名、貸付額が10億4,728万円、総合支援資金につきましては4,549名、金額につきましては31億6,611万円、総合支援資金の再貸付分につきましては1,965名で、10億10万円というようなご報告をいただいているところです。

支給金額の単身世帯6万円の根拠ですが、国の見解としましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたる中、生活が困窮されている方々に対しては、住居確保給付金の再支給であったりとか、または低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金等の支給をして、重層的なセーフティネットによる支援を行っていきまして、今回の自立支援金もこれらの支援や就労収入、または現在お持ちの預貯金を組み合わせて、自立までの一定期間、活用することを想定しているということになっていきまして、いわゆる単純な生活費ということではなくて、様々な支援とご自身の資産とを組み合わせる自立を図っていただくということを目的とするということになっておりますので、そのような金額になっているという見解が国から示されています。

受付期間につきましては、国のほうから8月末ということを示されておりますので、まずはそちらに向けて対応していくということで、特に現時点で延長等の話について検討できる状況ではないです。

申請者数の根拠ですが、この話が決定しましたのが5月の最終、または6月の当初に国からおりてきまして、その時点で試算のための根拠として、社会福祉協議会のほうから、再貸付等の人数、その時点で把握できている人数を教えていただいたものが根拠になっています。

事務費の内訳につきましては、システムの構築費が2,000万円で、あとは業務委託であったり、コールセンター等の経費が1,500万円程度、残りはいわゆる郵送料等の事務費ということで、人数的には大体8名から10名程度の体制を想定しております。

#### ○石田（ち）委員

ありがとうございます。

不承認のところは、社会福祉協議会から公表されていないということなのですから、どうしても、どうしても不

承認になったのかという理由が分からないと、自立支援金についても貸付に対象者としてどう見るかということにもつながってくると思うのです。ないとは思いますが、不承認にした理由が、態度が悪いからとか、そういう。でも、開示されていないわけですから、そこは分からないわけですね。なので、そこはしっかりと開示されないと、不承認になった理由、別にプライバシーに入るようなところではなく、そういった理由が分かるようにするほうが、区のこうした事業の対象者にしても分かりやすいのではないかと思いますので、そこは公開を求めているのではないかと思いますというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

それとあと、額の根拠です。月額6万円ということで、重層的な支援と合わせてということですが、住居確保給付金などは、事業主の方などは対象ではないですね。断られている方も何人かいるのですが、そういった自立に向けてとか、事業の再開に向けてみたいなどころでは、なかなか重層的にいかない方などもいるのです。そういったところからしても、額がもうちょっと。国が全部、10分の10ですよ。ですので、ここは増額等も今後求めていただきたいと思います。

そして、想定申請者数、緊急小口資金、総合支援資金、再貸付、そのところを根拠ということですが、申請がさらに想定を超えてくる場合は、どのように対応されるのかということをお願いしたいと思います。

#### ○櫻木生活福祉課長

まず、社会福祉協議会の審査基準について公開ということですが、基本的には社会福祉協議会が対応されることで、区として関与できる場所ではないかと思っておりますが、一般論で申し上げますと、いわゆる銀行の融資とかに関しても、審査基準は、貸付に関してはあまり公開されるものではないかと思っております。

それと、申請数を超えた場合ということですが、こちらが超えてきた場合は、また状況によっては、再度補正等のご提案をさせていただく可能性もありますし、状況によって、また臨機応変に対応させていただこうと思っております。

#### ○石田（ち）委員

今回の生活困窮者自立支援金は貸付ではないので、緊急小口資金も総合支援資金もコロナが特例で対象になって、そして、とても借りやすいということで、本当に社会福祉協議会のほうも大変な仕事量になってしまっているということはあるのですが、今回のこの事業は返さなくていい、給付型というところでは、本当に困窮者にとっては助かるものですし、自立につながっていくものだと思いますので、ぜひ柔軟に対応していただきたいと思っておりますし、国に求めるべきことは、増額だったり、延長だったりというのは、ぜひ求めていただきたいと思っております。

次に、自殺対策のところ、未遂者支援ということですが、経験豊富なNPOをお願いすることでした。そこはどこなのかということ。

それとあと、区のほうでは経験がないという説明だったと思うのですが、そうすると、区のほうでこういう未遂者の方に、こうした取組、未遂してしまった人への相談とか声かけというのは、今まではなかったと、できてこなかったということなのかということをお願いしたいと思います。

#### ○鷹簀保健予防課長

まず一番目の自殺未遂者等支援事業についてのお尋ねでございます。こちらの事業委託は、メンタルケア協議会と申しまして、精神科医および精神保健福祉士等、専門家から成る集団で、既に荏原保健センターの退院支援事業などを委託している非常に専門性の高いNPOになります。

また、未遂者への支援でございますけれども、いろいろと相談の中で、過去に未遂の経験があったというような事例については、これまでも保健センターでの対応の経験がございますが、今回の未遂者に関しては、実際に救急車で運ばれて、そこで既遂に至らず、病棟まで上がって看護師とお話をして、その退院の前の段階から入ろうと思っておりますので、そういった非常に切羽詰まったというか、そこへの支援というのは、ほかの荒川区等では以前から救急病院との連携でこういった対応をしているということは存じておりましたが、品川区としてはこれまでのところ経験がありませんので、病院なども含めて、こういったことを今後始めますというところで、ようやく取り組むところでございます。

#### ○石田（ち）委員

そうすると、メンタルケア協議会にということですが、専門家としては、精神保健福祉士とか保健師というのは、「たいむ」だったり、保健所にも、品川区内ではたくさんいらっしゃると思うのですが、そういう方々に経験を積んでもらうということもメンタルケア協議会と一緒にやっていくのか。区の職員としてもそういうふうな現場の経験をしたほうがいいのではないかと思います。その協力関係というのは考えているのかどうか、伺いたいと思います。

それと、裏面のインターネットゲートキーパー事業のほうも、こちらも委託先はメンタルケア協議会で同じなのかということ。

それと、予算額です。これが486万円ということで、もうちょっとかかるのかなというイメージだけなのですが、これはどういうふうに算定されたのか、内訳をお聞きしたいです。

それで、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金という国庫補助ですが、ということは、コロナウイルス感染症が収束していくとなると、これも予算としては終了していくということなのでしょうか。伺いたいと思います。

#### ○鷹簗保健予防課長

初めに、自殺未遂者等支援事業のほうでございますが、まさに委員がご指摘になったとおり、当初、このメンタルケア協議会の非常に専門性の高い方に初めからの相談ですとか支援に入っていただきますけれども、この事業内容の下の方の未遂者支援関係機関への支援ということで、事例を共有したりとか、そういったことを通して、まさに我々保健センターの保健師ですとか、地域に密着した我々のほうの保健師たちも、こういったことが直接できるような経験を積んでいくということをセットでこのたび委託する予定にしております。

それから、裏面のインターネットゲートキーパー事業でございますが、こちらを委託するのは、OVAというNPOでございますが、昨年度から、上級編のゲートキーパー養成研修を既に委託している団体になります。こちらは精神保健福祉士を中心とした団体でございますが、特に若者を対象とするネット上での相談に対して非常に経験豊富なNPOでございます。

補正予算額が非常に少ないのではないかとご指摘、確かにそのとおりなのですが、実はメンタルケア協議会も、それからOVAも、既にほかの自治体からもたくさん受けていて、開始がかなり遅いものですから、年度後半、特にインターネットゲートキーパー事業などについては、実はすぐ始めたいところですが、他自治体なども対応している中で、ようやく交渉がまとまって、品川区をお願いできるのが12月からということになりまして、数か月というところで、今回こういうふうな額になっております。

今後でございますが、こういった取組については非常に重要だというふうに思っておりますが、この補助金、コロナが終息した後も、もちろん自殺対策としての区の当初予算で要求をして、当然、これに

については続けていく予定に考えているところでございます。

**○石田（ち）委員**

分かりました。ありがとうございます。

では、最後に、新型コロナワクチン接種コールセンターのほうなのですけれども、6月14日から8月14日の2か月間は100回線、8月15日から10月15日が50回線の補正予算ということですけれども、この算定の仕方です。約3億6,000万円ですけれども、人件費とか、回線を引く経費とか、どういうものにどれだけかかるのか。こちらの場合はすごくかかるのだなと思ったのですけれども、どういう算定の仕方、何にどれくらいかかっているかということを知りたいと思います。

**○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長**

今のご質問についてお答えいたします。

委託事業者はJTBです。そこに関しては、人の手配から、コールセンターの設置場所の確保から、全て一括してお願いしているのですが、いかんせんこういう状態で、他自治体も全く同じ状況で、急に増設をしているということから、人件費等々がかなり高騰しているということがございます。大体1人頭3万5,000円程度の人件費が今回の急な増設にはかかっているということで、計算をしますと、大体3億5,000万円ぐらいまで計算が積み上がっていくという形になっていきます。その中には、人件費も含め、回線を引くお金も含め、会場確保のお金も含め、全て含まれていて、1人頭大体3万5,000円程度というふうな算出になります。

**○石田（ち）委員**

そうすると、人件費が高騰していると、1人3万5,000円というのは、1日ということなのですか。

そして、100回線と50回線、要するに、150回線分みたいな数え方でいいのか、そこを知りたいと思います。

**○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長**

私の説明が不適切ですみません。1人頭というか、1回線当たりというふうにご理解いただければと思います。大変失礼いたしました。

**○石田（ち）委員**

はい、分かりました。

**○鈴木（博）委員長**

ほかに何かご発言はございますか。

**○せお委員**

1点、すみません。自殺未遂者等支援事業のところなのですけれども、先ほど答弁があったように、救急で入院して、退院されるところからアプローチするみたいなお話で、双極性障害とか統合失調症の方は、退院される、症状が治ってきたところで自殺を図るという方がすごく多いというのは聞いていますので、その退院のところはすごく重要だと思うのですけれども、関係機関と連携したり、継続的なサポートをしていくということなのですけれども、その方法というか、情報共有とかのツールはどういうふうになるのか、教えてください。

**○鷹簀保健予防課長**

寄り添い型支援事業、自殺未遂者等支援事業へのご質問でございます。

我々保健所のほうに情報が来るのはかなりずっと先でございまして、基本的には、今は区内の全ての病院との連携はなかなか難しいのかと思っております、三次救急をやっている、初めは1つか2つの

病院に、我々のほうでこういった事業を始めますということ、委託するNPOと、それから病院のほうにお伝えをして、そういう方がいらしたときに、直接そのNPOに連絡するというところで考えています。その後、かなり時間をかけて、ご本人と情報共有が図れないと、地元の保健センターですとか、そういったところまで相談が来ないかと思うのですけれども、まずは病院とNPOとのやり取り、物理的な電話をしたりということから始まるというふうには考えております。もう少し進んでからは、ネットを使うとか、そういうことも考えられると思いますけれども、まずはその方法で取組を始めたいというふうには考えているところです。

#### ○せお委員

ありがとうございます。今、ご答弁がありましたけれども、本当に、時間というところも重要になってくる、早さ、スピーディーなところも重要になってくると思いますので、ぜひ情報共有を。それは、オンラインだったりとか、情報共有システムだったりとかを、高齢者の包括システムのように、少しずつできていけばいいなと、そこを要望して終わります。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご発言はございますか。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

自殺対策支援事業について伺いたいと思います。

本当に自殺企図の方は、かなり多いのではないかというふうな思いがしているのですけれども、そういうときに、未遂で入院してという前に、本当に死にたい、死にたいというふうには思っている方とかに支援がいくということがすごく大事なのではないかという思いがしているのです。そういうときに、保健所だったりとか、「たいむ」だったりとか、そういうふうなところが関わって、それからこちらのほうにつながっていくのかなというふうな思いがしているのですけれども、そういう支援があるというふうなことも分からずに、支援を受けられないまま、すごくずっと悩み続けている方が多いような思いがするのです。そういう点では、こういう支援がありますよという相談するところが行政の中にこういうふうにあるのですよという周知がすごく大事なのではないかと思うのですが、その点、1つお聞かせいただきたいのと、あと、保健所だったり、精神障害者生活支援センター「たいむ」だったり、それからあと、訪問看護も今かなり精神に特化した訪問看護もたくさんできていると思うのですけれども、そういうところとのここの連携がどういうふうになっていくのかについてもお聞かせいただきたいと思います。

それで、予算額が486万円という、すごく少ないと思うのですけれども、これだけの予算で、どういう体制で継続的なサポートまでやっていけるのかということがイメージがつかないのですけれども、そこら辺の具体的なところも教えてください。

#### ○鷹箸保健予防課長

今、委員がご指摘になりました本当に困っている方の相談窓口は、その周知については非常に重要だというふうに認識しております。

今回、補正予算で上げさせていただいた事業については、その相談の時期を過ぎて、実際に自殺を図って運ばれた人ですので、その前の段階の、まさに相談支援については非常に重要で、現在のところは、3月と9月が自殺対策強化月間なのですけれども、昨年までは、その自殺対策強化月間のときに、広報しながわに出すとともに、区内の掲示板等にポスターを貼るということだったので、コロナの問題を受け、予防月間のときだけでは当然全く間に合わないということもありまして、今、通年タイプのポスターにしたことと同時に、SOSカードということで、名刺サイズの、そういう方々に届くよ

うなカードを今、庁舎のトイレ等に置かせていただいているのですが、もともとは子ども向けと、成人式の二十歳の年代向けだったところを、昨年からは全ての成人向けというところで、区内にたくさん駅がありますので、駅にご協力をいただいたりということで、なるべく手にとっていただきやすいような形で周知を図っておりますけれども、実際、そういう方々に手にとっていただかないことには、周知としては不十分だという中で、今後、周知についてはさらに力を入れていきたいと思っております。

また、必要な方への支援ということでは、自殺対策連絡協議会という外部の委員が入っている協議会で昨年作成いたしました品川区自殺対策計画を進めているところでございますが、それを実際に進める対象としては、庁内のそれぞれの係長級による担当者会を設けておりまして、こういった相談が、例えばいきなり保健センターには来ない場合が多くて、初めは経済的な相談であったりということが多いものですから、生活福祉課と、相談について、事例について共有するというようなことを既に始めておりますが、昨年、なかなか集合しての事例の共有などができなかった部分もあり、今年度については、さらにその辺の情報共有を図っていききたいと思っております。

また、「たいむ」ですとか、実際に精神の問題に特化している訪問看護のところは、これまでのところ、直接自殺対策ということで情報共有や連携はしておりませんが、自殺対策というよりも、もっと大きい精神保健対策の一環で、そちらはまた別の協議会、これは荏原保健センターが所管になりますけれども、そちらで情報共有を常に図っておりますので、精神保健連絡協議会の中で実際に事例を共有したり、その中でももちろん自殺の事例などもありまして、両方の精神に特化した会議と、その中で自殺を中心にした会議体ということで、連携をよくして情報共有しながら、自殺に至る区民が一人でも少なくなるようにというふうに考えております。

予算額が少ないという件につきましては、実際にどういう支援になるのかということですが、何分、自殺未遂者等支援というのは、特に自殺の重点施策の区の2つ目で、中年女性の取組という部分を取り上げていた中で、女性、特に中年の女性は未遂者が多いということが、品川区自殺対策計画をつくったときに明らかになっておりますので、このところを支援するにあたりまして、今年度、何十人もこれを支援するということは、実はまだ考えておりませんで、1名でも2名でもしっかり取り組んでということの中で、今回は前段のこちらの自殺未遂者等支援については、260万円余の予算になっております。1例でも2例でも取り組んで、その事例を共有するための会議を開いてといったようなイメージを今年度中には考えているところでございます。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

本当に自殺等ですごく悩んでいる方も、私も相談を受けながら胸が痛む思いをよくするのでございますけれども、どこに相談して、どういうサポートを受けられるかというふうなところが、なかなか分からないままになっているというふうなところがすごくあるなと思っております、そういうところで、保健所なり、「たいむ」だったりとか、そういうふうなところにつながったら、ぜひフォローしていただきながら、そのところはいろいろ相談に乗っていただきながらというふうなことでしていただいている部分もすごくあるのですけれども、そういうところとも連携をしながら、本当に悩んでいる方に対してのサポートが行き届くような形で、ぜひ今後とも取組をお願いしておきたいと思っております。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご発言はございますか。

#### ○高橋（し）委員

自殺対策のほうなのですけれども、こちらは保健予防課のほうでやるということですが、自殺未遂の



方というのは、いわゆる学生である人が多いと思うのですけれども、学校のほうもどうかということではなくて、学校、教育委員会等に対してこういうことを保健予防課ではやっていますということの情報共有とか、そういうことについては、どのようにお考えか。小学校、中学校、高校は区ではやれないですけれども、そういった小中学校に対する区のこういった施策をやっているのです、万が一何かあったときにはみたいなことが、どのような形で連携していくのかということをお教えください。

#### ○鷹筈保健予防課長

教育委員会と学校との連携についてのご質問でございます。今回の自殺未遂者等支援事業につきましては、どちらかという、そういう生徒とか、若い方はあまり想定してございませんで、かなり年齢の高い方を想定しているところになります。

一方、先ほどご説明いたしました裏面のインターネットゲートキーパー事業、こちらについては、ネットでそういった情報を検索して、実際に行動に移すという方は非常に若い方が多いということで、特にこちらが若い年齢層対象かというふうに考えているところでございます。

教育委員会、学校等の連携でございますが、外部委員も入れている自殺対策連絡協議会の中に、小学校長の代表、中学校長の代表、そして教育総合支援センター長も入っております、実際に学校現場で起きた事例なども、つい先日、共有したりしておりますが、学校に関しては、特に長い休みが明けるところ、特に9月1日前後の自殺者が、小中学生、高校生や含めて非常に多い、それから春休み明け、5月の連休明け、学校が始まる時の自殺が多いということは分かっておりまして、以前から6年生から9年生までを対象とした子ども向けのSOSカードを配布していたりして、SOSの出し方教育を学校で先進的に取り組んでいただいたりということで、これは教育委員会に以前から取り組んでいただいております。

これまではSOSカードの配布だけだったところ、特に今回は、夏休みが始まるのに間に合うように、中学生向けの「こころの健康づくりカレンダー」、1枚物なのですけれども、それを区内の全ての中学生に、今ちょうど順番にお届けしております。

また、今、高校生に関してのご質問がありました。これまで高校生に対しては、区立ではないところから特段取り組めていなかったのですが、やはり高校生の年代の自殺者も多いということで、今回新たな取組として、私立も含めて区内全ての高校の生徒に行き渡るように、同じように「こころの健康づくりカレンダー」を配布しまして、そこにSNSの相談につながるようなQRコードを入れて、それで実際に相談電話をかけてもらえるようにということで、ちょうど今年は小中高への普及啓発に力を入れて取り組みましたので、その効果などについて、また学校現場からお声をいただきながらやっていきたいと思っております。

また、特に先生たちを対象としたゲートキーパー研修も以前から実施しております、こちらについては私立の学校の先生たちからのご希望も多く、先生方が受講しやすいように、毎年夏休み、8月に実施しております、ちょうど今、募集をしているところです。

#### ○高橋（し）委員

ご説明ありがとうございます。今お話にあったように、様々な形で連携を進めているということで、対象となる年代の方々に対するこういった連携は非常に大切だと思いますので、これからも続けていって、また拡充していただけたらと思います。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご発言はございますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

**○石田（秀）委員**

賛成をいたしますが、それぞれ要望というか、意見だけ少し述べさせていただきます。

手話の部分でありますけれども、PR動画であります。これ、「周知および手話の理解促進PR動画」と書いてあるのだけれども、効果の評価は多分すごく難しいのだろうと思っています。

それで、先ほど、入札と言っていたのだけれども、指名、一般、様々な入札の在り方があると思うのですが、私は、200万円という、結構心配しています。プロポーザルでもいいし、最終的には随意契約ということもあるかもしれないけれども、安かろう悪かろうというふうにならないように、ぜひお願いしたいということです。これは私の感覚では、200万円はすごく安いのではないかと考えているので、それだけ言っておきます。

それから、生活困窮者のことなのだけれども、これ、基本的には、こういうときには、生活困窮者の方にやっぱり支援をしていくというのは、まずここがなくては駄目なのだろうと思っています。例えば飲食店とかの協力金でも、一律こういうふうにするというようなことがあって、ここで社会福祉協議会の人もすごく大変で、もちろん税金でやるわけだけれども、ある程度は、この生活困窮者の部分は、性善説で早くということがあっていいのだろうと思っています。不正を働く人のことが必ず出てきてしまうのだけれども、そこら辺のところは、やっぱりそれはもう警察のこともあるだろうけれども、そういう罰則というのはしっかりやっていただくにしても、ある程度、本当に性善説、早く、こういう支援をぜひしていただきたいと思っています。

それから、自殺の部分は、事前の相談とかも非常に重要だろうし、これで感じたのは、保健所はやっぱり今、業務の範囲も広がって大変なのだろうなと思っています。だから、これはあとでいろいろ考えますけれども、保健所機能の強化を改めてやっていかないと、もう耐えられないのではないかと考えています。

それから、コールセンターですが、当初の15回線、25回線というのが、100回線、50回線になるわけだけれども、これは当初の想定は、ちょっといかなものかなと私は思っています。

それだけです。賛成です。

**○若林委員**

賛成です。

**○せお委員**

賛成です。

**○石田（ち）委員**

賛成です。

**○木村委員**

賛成です。

**○高橋（し）委員**

賛成です。

**○鈴木（博）委員長**

それでは、これより、第36号議案、令和3年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）

について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○鈴木（博）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩といたします。

○午後 0 時 1 1 分休憩

○午後 1 時 1 5 分再開

#### ○鈴木（博）委員長

ただいまより、厚生委員会を再開いたします。

なお、休憩中に、1名の傍聴申請がございましたので、ご案内いたします。また、その中で1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

---

(2) 第41号議案 品川区旅館業に関する条例の一部を改正する条例

(3) 第42号議案 品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例

#### ○鈴木（博）委員長

それでは、(2)第41号議案、品川区旅館業に関する条例の一部を改正する条例および(3)第42号議案、品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例を、一括して議題に供します。

本件2議案につきましては、関係する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

#### ○鈴木生活衛生課長

それでは、第41号議案、第42号議案についてご説明させていただきます。

まず、第41号議案、品川区旅館業に関する条例の一部を改正する条例でございます。資料をご覧ください。

まず、改正の理由でございます。区管内の旅館業におけます入浴者の衛生と風紀の保持については、品川区旅館業に関する条例に基づいて指導を行っているところでございます。今般、国の厚生労働科学研究によりまして、レジオネラ症対策に係る最新の知見が得られたことなどを踏まえまして、旅館業の衛生管理要領が改正され、また、その規定整備のための技術的助言として、国から情報が示されました。この改正趣旨を踏まえまして、区内の旅館業における気泡発生装置等、貯湯槽の点検や清掃等に関する事項の衛生措置基準について見直すことになりました。これに伴いまして、品川区旅館業に関する条例を改正するものでございます。なお、この改正内容につきましては、東京都、それから23区各区、都内の市部、全て同一の基準で今回改正をするものでございます。

2の改正内容でございます。まず1点目、(1)貯湯槽の衛生措置ということで、現行の条例では、温泉を貯留する槽についてのみ衛生管理基準が規定されておりますが、改正後は全ての温水を貯留する槽に対象を拡大し、衛生の管理を図るものでございます。また、併せまして、より適切に清掃や消毒が実施できるように、除去についての旨の規定を追加するものでございます。

(2)浴槽水の消毒の衛生措置基準でございます。現在の条例では、浴槽水の消毒の方法としては、塩素系薬剤による消毒が基本となっております。その例外としまして、「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する」などということで、例外規定が定められているところでございます。今回の改正では、浴槽水の消毒がより適切に行えるように、条例と条例施行規則において、明確にその規定を表記するものでございます。具体的には、モノクロラミン消毒という手法がありますが、これについての濃度規定を条例施行規則に規定をしまして、明確に活用できるようにするというものでございます。

(3)の気泡発生装置等の構造設備基準でございますが、これは現在、規定がないものの新設になります。ジェット噴射などの気泡発生装置がついている浴槽に関して、機械自体にたまり水や汚れがたまりしないように、適切な点検、清掃、排水についての規定を追加するものでございます。

裏面をご覧ください。

今申し上げました各改正の施行日でございます。2の改正内容のうちの(1)と(2)につきましては、衛生措置基準について、令和4年1月1日から施行ということで定めております。また、気泡発生装置等、構造設備のほうの基準につきましては、令和3年10月1日から施行ということで、これも都内一斉の期日になっております。

次に、4、関連規則の改正でございますが、この条例の改正に合わせまして、先ほども申し上げましたモノクロラミンの消毒の規定を条例施行規則のほうに追加をいたします。

なお、この内容につきましては、特に直接区民の方に関わるものではございませんので、区の保健所のホームページを通じまして、事業者の方、また、ご相談にいらした窓口などで周知を図る予定でございます。

次に、第42号議案の説明をさせていただきます。第42号議案の資料をご覧ください。第42号議案、品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

1の改正理由でございますが、これは先ほどの旅館業の浴室と同じように、国のほうの新しい知見に基づいて改正するというので、現在、区内の浴場業につきましては、品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例に基づいて指導を行っているところでございますが、国の衛生管理要領が改正されたことを踏まえまして、併せて同様の改正を行います。それともう一つ、旅館のほうにはありませんが、公衆浴場のほうでは、混浴に関する制限年齢についても今回見直しをかけるものでございます。なお、これに伴う改正の内容は、都内各市区同一の基準で改正をするものでございます。

2の改正内容でございます。(1)の衛生措置および構造設備の基準の見直しでございますが、①の貯湯槽の衛生措置、それから、②浴槽水の消毒の衛生措置基準、これにつきましては、先ほどの旅館業の場合と全く同じ内容のものをこちらの条例でも規定するものでございます。

それから、③の調節槽の衛生措置基準でございますが、これは、今現在、規定がないものを新設いたします。これに関しましては、旅館は対象となりませんので、公衆浴場のみの規定になります。具体的には、シャワーなどにお湯を供給する調節槽の衛生的な確保のための定期的な点検や清掃、消毒などに

ついて規定をするものでございます。

裏面をご覧ください。④の気泡発生装置等の構造設備基準でございますが、これも新設でございます。先ほどの旅館と同じように、ジェット噴射等の浴槽についての点検、清掃等の基準を追加するものでございます。

次に、(2)の混浴制限年齢の見直しでございます。これも、旅館のほうでは適用されませんが、公衆浴場のみ適用されるものになります。公衆浴場の入浴につきましては、広く一般の方が利用されるということがありますので、風紀上の観点などから、男女の混浴については、現在も年齢制限が設けられております。国の厚生労働科学研究の中で、混浴についての研究もされまして、その結果が出されたことから、国のほうで令和2年12月10日付で要領が改正されました。この改正を踏まえまして、公衆浴場の区に関する条例においても、公衆浴場における男女の混浴制限年齢を、現状の10歳以上から7歳以上に引き下げるというものでございます。

3の施行日でございます。以上の改正につきまして、衛生措置基準と混浴制限年齢につきましては、令和4年1月1日施行、それから、ジェット噴射の気泡発生装置等の構造設備基準につきましては、令和3年10月1日ということで、これも旅館業と同一のタイミングで施行されるものでございます。

4の関連規則の改正でございますが、旅館業と同様に、条例施行規則のほうで具体的なモノクロラミンによる消毒、それから、調節槽の清掃内容について詳細な規定をする予定でございます。

なお、こちらの改正につきまして、混浴制限年齢の見直しにつきましては、公衆浴場を利用される区民の方に広く関わることでございますので、改正時期の少し前に、区のホームページや、それから広報しながわなどで皆さんに周知をさせていただいて、徹底を図る予定でございます。

その他の改正については、基本的には事業者対象でございますので、区のホームページや窓口の相談等の際に詳細をお伝えするというところで考えております。

#### ○鈴木（博）委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○石田（ち）委員

この2つの条例で、「温泉を貯留する槽のみに」ということですので、お湯ではなくて、温泉ということでもいいのですか。お湯の貯留ではなくて、温泉ということでもいいのか。

それで、温泉を貯留する槽があるのが区内にどれくらいあるのか、分かれば伺いたいのと、あと、モノクロラミンの消毒というのが、塩素系薬剤による消毒とその他の方法というところでモノクロラミンということは、そういう清掃の衛生措置の基準が強くなったと考えていいのでしょうか。そこを1つ。

それと、混浴制限年齢のことなのですけれども、施行されてから、その年齢を超えて公衆浴場を利用した場合というのは、注意されたりするというようなのでしょうか。

#### ○鈴木生活衛生課長

まず1点目の、温泉に関してのご質問でございますが、現在は温泉のみが規制対象でございますが、改正後は温泉以外のもの全て対象になるという改正でございます。

それから、区内の温泉に関しましては、昨年度末時点での軒数になりますが、区内の温泉利用施設は、8軒です。

それから、モノクロラミンについては、これは、原則である塩素による消毒以外の方法について、具体的に初めてモノクロラミンという薬品が記載されたということで、これに限定されるものではなく、

塩素系とその他の方法を混ぜるという中で、モノクロラミンについては、今回、国の研究で数値が出されましたので、それを規定に盛り込むというものになっております。

年齢制限につきましては、やはり国のほうで研究成果が出されまして、本来の公衆浴場の目的や、それから性的な犯罪被害の防止という観点でふさわしいと考えられたものであって、これも国全体で、各都道府県、それから市区町村で、今、順次改正が行われておりますので、品川区としても、全体の流れの中で合わせた改正をすることを考えておるものでございます。

#### ○石田（ち）委員

そうすると、消毒のところですけども、塩素系の薬剤とほかの方法ということは、要は、基準というか、使う薬剤が塩素だけではなくて、その他の薬剤も使って衛生を保ちましょうということで、だから、少し強化されたという見方になるのですよねということと、あと、年齢制限のところは、守られない場合に、公衆浴場が注意するということになるのですか。注意というか、何がされるのかということをお聞きしたいのですが。

#### ○鈴木生活衛生課長

まず、モノクロラミン等の消毒の方法でございますが、具体的に文言でご説明させていただきますと、今までは基本となる塩素系の薬剤による消毒によりがたい場合は、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用するなどという形で、具体的な例が規定には表現が出ていなかったものです。それを、今回の改正では、規則で定めるところで消毒を行いということで、ある程度の限定をいたします。条例施行規則のほうで、先ほど申し上げた塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒を併用する方法と、それから、モノクロラミンを使用する場合には、この数値基準以上で消毒をなさйтеという具体的なものを示すという形になったので、強化というよりは、より徹底されるための表現と捉えていただければと思います。

それから、公衆浴場等における年齢の部分ですが、1つは、公衆浴場の事業者の方に、お一人おひとり厳密な年齢確認をお願いするものではございません。それと、実際にやはり今、家庭にお風呂がある家庭がかなり多くなってきておりますので、件数的にはそんなに多くないと考えております。

それから、この条例、都の条例も区の条例も同じですが、これによって公衆浴場の方に何かの権限が与えられるわけではありませんので、基本的には、年齢制限に引っかかりそうなケースについては、お声がけをいただいて、注意をいただくということになると考えております。

なお、これに関する罰則規定は特にございません。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご発言はございますか。

#### ○高橋（し）委員

第42号議案のほうの混浴の年齢のところなのですけれども、国の要領などで引き下げということですが、東京都も生活衛生審議会の答申で同じようなことが言われていて、7歳以上に引き下げるとはいいのですが、この中に、「介助の必要な子供が入浴の機会を確保できるよう」とあるのですが、その点について、どのようにお考えでしょうか。

#### ○鈴木生活衛生課長

ご質問の、特定の配慮なり介助が必要なお子さんに関しての部分については、実は特別区の生活衛生課長会に都から課長がいらっしやって、説明があったときに、やはり同様の質問が出ました。まず、都の考え方としましては、基本的にそういう障害であったり、介助が必要な方については、そちらの分野

での補助なりサービスなりを使っただけのが前提と都は考えているということです。

区のほうにつきましても、やはり様々なサービスがございますが、実際にどこまでできるかは別として、基本的には、浴場事業者の方のほうで、これに関して、例えば、時間帯を分けるなり、特別な枠を設けるなりとかということとは妨げるものではないのですが、区の側から直接、強制的にとりか、制度的にお願いするということは現在考えていないというところでございます。

#### ○高橋（し）委員

ありがとうございました。都のほうの答申にあるように、そういう機会を確保できるように、福祉関係のほうとか、いろいろ連絡、連携を取って、ご本人たちに負担がないようにというか、もし仮に利用する場合は、何らかの方策を取るよう協力していただければと思います。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかにご発言はございますか。

#### ○若林委員

旅館業のほうと公衆浴場、両方共通する気泡発生装置等のところは、経過措置がありまして、既存のものは適用しないと。新規の増設、増築等については、修繕も含めて適用するという経過措置です。区民には直接の影響はないということなのですが、これに関わる、事業者の新たにしなければいけないこと、負担等、それを1つお聞きしたいのと、定期的な区の検査、構造物の確認とか、区のほうで何かやられるのか、その2点だけお伺いさせていただきます。

#### ○鈴木生活衛生課長

まず1点目の、気泡発生装置に関する基準の施行に伴う事業者の方の負担でございますが、現在、気泡発生装置については規定がございませんので、既に設置されているものについては、遡及してこの基準を適用するということはありませんで、今後、更新のときに、今度は基準に合うものに換えていただくという形になります。

それから、新規の方につきましては、当然、新規の申請のときに、構造設備基準などを説明いたしまして、実際に設備の設置をする前に、この規定に沿ったものを設置していただきたいというような指導をさせていただく形になりますので、こちらについても、この改正に合わせて何か特別な負担ということではないと考えております。

それから、2点目の実際の基準に適合しているかの検査でございますが、これは毎年、必ず一斉に関係施設を実際に検査、巡視をしておりますので、その中で一軒一軒、構造に関しても衛生に関しても、規定に適合しているかどうかは検査をさせていただきます。基準から外れている場合には、指導、アドバイスをしまして、改善をしていただくという形で、その中に組み込んで規定の徹底を図るものでございます。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○鈴木（博）委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第41号議案、品川区旅館業に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○石田（秀）委員

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○せお委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○木村委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○鈴木（博）委員長

それでは、これより第41号議案、品川区旅館業に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（博）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、第42号議案、品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○石田（秀）委員

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○せお委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○木村委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○鈴木（博）委員長

それでは、これより、第42号議案、品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。



お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○鈴木（博）委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

ここで、理事者の入れ替えを行いますので、暫時休憩といたします。

○午後1時39分休憩

○午後1時46分再開

**○鈴木（博）委員長**

ただいまより、厚生委員会を再開いたします。

---

**2 請願・陳情審査**

- (1) 令和3年陳情第25号 障害者の「生活介護事業」のサービスの質の維持を求める陳情
- (2) 令和3年陳情第29号 障害児者総合支援施設「ぐるっぼ」の運営事業者変更見直しを求める陳情
- (3) 令和3年陳情第34号 品川区障害児者総合支援施設内の精神障害に係るサービスについてニーズにあった適切な提供を行うよう、区に求める陳情

**○鈴木（博）委員長**

次に、予定表2、請願・陳情審査を行います。

初めに、(1)令和3年陳情第25号、障害者の「生活介護事業」のサービスの質の維持を求める陳情、(2)令和3年陳情第29号、障害児者総合支援施設「ぐるっぼ」の運営事業者変更見直しを求める陳情および(3)令和3年陳情第34号、品川区障害児者総合支援施設内の精神障害に係るサービスについてニーズにあった適切な提供を行うよう、区に求める陳情の3件につきまして、関連する内容のため、一括して議題に供します。

進め方としましては、3件の陳情について、一括して説明、質疑を行い、その後、その取扱いについて1件ずつ各会派のご意見を確認したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず、これらの3件の陳情は、全て初めての審査でありますので、一括して書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

**○鈴木（博）委員長**

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

**○築山障害者施策推進担当課長**

私から、3件の陳情に関して、障害児者総合支援施設の現状と今後の運営についてご説明いたします。

まず、障害児者総合支援施設の設置目的ですが、区内の障害児者の福祉の増進を図るため、地域生活の支援拠点として設置したものです。

令和2年度に実施した指定管理者の選定においては、この設置目的を踏まえ、課題であった建物全体

の管理を含めた総合的かつ一体的な施設の管理運営を行ってもらうため、公募を実施し、障害児者の拠点施設の指定管理者として最も優れている事業者を総合的に判断して選定したものです。

引継ぎについては、現在、区も一緒に入り、今後に向けて現指定管理者と次期指定管理者間で打ち合わせをしている段階です。

利用者への説明については、7月末に利用者説明会を開催する旨を各利用者へ通知をしており、感染症対策の観点から、複数回に分けて説明会を実施することとしています。

利用者支援については、事業者変更による利用者の不安な気持ちに配慮し、令和4年4月から次期指定管理者も支援に入り、継続して安心して施設を利用してもらえるよう、計画的に取り組んでまいります。

また、現指定管理者の支援の在り方については、利用者一人ひとりに寄り添った支援が利用者から評価されていることを、区としても認識しているところです。

次期指定管理者においても、利用者の個別性を重視し、その人らしい生活が送れるよう、利用者を中心とした支援を基本的な考えとし、既存施設においても、障害特性や利用者の得意とすること、望んでいることなど、意思決定に配慮し、寄り添った支援を行っていますので、今のサービスを継続するとともに、拠点施設として対象者を広げ、多くの障害者にご利用いただけるよう、取り組んでまいります。

障害者の生活の場、通いの場の選択肢については、引き続き民間事業所を誘致し、増やしてまいります。

最後に、精神障害のある方へのサービスについてです。障害児者総合支援施設に併設の医療系サービスは、区が場所を貸与し、一般社団法人日本精神科看護協会が診療所等を開設、運営をしています。一時期、医師の事情により担当医の交代がありましたが、診療所の運営については専門性が高く、開設者である日本精神科看護協会の判断によって行われております。

障害児者総合支援施設としては、令和4年10月以降の新たな体制において、地域活動支援センターで精神障害のある方を対象として拡充する予定です。

なお、事業やサービス等の施策立案にあたっては、障害福祉計画の策定で障害者団体にも参画いただき、ヒアリングの場を設け、ご意見を聞きながら、ニーズに応じた施策を進めているところです。

引き続き精神障害のある方が地域で安心して暮らせるよう、支援をしております。

#### ○鈴木（博）委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○石田（ち）委員

今のぐるっぼの運営が行われることに対しての、今まで愛成会が行っていた支援を継続してほしいというのと、運営事業者の変更を再考してほしいということですが、どちらの方も、愛成会による支援が、我が子たちが本当に落ち着いた、そして、安心して通えているというところに、陳情にもありますけれども、「生きていく選択肢が増えた」と述べられているということで、単なる預かりや支援という言葉ではなく、一人ひとりに寄り添って、権利保障の視点も持って接してくれているということで、落ち着きを取り戻しながら安心して通っている、生活をしている、生きていっているとおっしゃっていると思うのです。

ですので、今、説明で、新たな事業者も個別性を重視して寄り添った支援を行っているということで

すけれども、この2つの陳情者の方は、要は、福栄会の支援も受けてきたけれども、やはり支援内容等々に違いがあって、そして利用者、要は当事者と向き合う姿勢も違っているということで、だから、親も利用者也安心してこのまま愛成会のサービスを、支援を受け続けたいと言っているわけです。そうすると、個別性を重視して寄り添った支援を行っているという、そういう新たなといいますか、そうした引継ぎも含めて行っているということですが、それがどの程度引き継がれていくのかというのは、とても不安なところだと思うのです。

ですので、そこら辺をどう担保していくというか、区はその辺をどのように考えているのか。それで、今まで愛成会で働かれていた方というのは、運営事業者が変わることで、皆さんがほかへ行ってしまふということなのではないでしょうか。そこを伺いたいと思います。

#### ○築山障害者施策推進担当課長

まず、引継ぎについてですが、サービスが変わるということはありませんで、今のサービスが継続されるということでございます。

また、ご利用者の皆様が心配されているのは、今受けているサービスですとか、利用者や家族の思いだとか、そういったものが引き継がれるのかということも心配されていらっしゃるかと思います。その辺りも十分配慮いたしまして、現指定管理者、それから次期指定管理者が一緒になりまして、引継ぎを丁寧に行っていく予定でございます。

職員につきましては、職員個々のご自身のご判断というのがありますので、現時点でどれくらいの職員に残っていただけるかということはお答えすることができないのですが、いずれにしても、ご利用者が安心して継続してサービスを利用できるような体制ということで、引継ぎを行う予定でございます。

#### ○石田（ち）委員

サービスが変わることはないというのですが、サービス、支援、生活介護とか、そういう事業としては変わらないと思うのですが、どう接して、どう一人ひとりに寄り添っていくかという運営事業者の姿勢、そこが全く変わらないのか。皆さんはそこを望まれているわけなのです。丁寧に引継ぎを行っているということですが、陳情の中にもありましたけれども、やはり福栄会のほうは、まとまってみんなが同じことをするというような支援が多いのですが、ぐるっぼのほうは、事前にたくさんのアンケートで、この子がどういう子なのか、どういう癖を持っているのか、注意点は何かという、その子の情報をまず入れて受け入れているというところがあると思うのです。そして、その子が一つひとつやること、行うこと、これがどういうことなのかというを見極めながら、今何を楽しく思っているのか、そして、安定しているのかというのを、一人ひとり考えて研究しているという姿勢があるわけです。

それが丸々引き継がれるというのは、運営事業者そのものの姿勢や理念等も違ってきますので、そこは完全に保証できるとはならないと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

#### ○築山障害者施策推進担当課長

次期指定管理者の基本的な考え方も、個別性を重視しまして、その人らしい生活、利用者を中心に考えるといった姿勢で現在も施設運営が行われております。もちろん集団のプログラムも用意されておりますし、集団のプログラムの中で取り組める方は取り組んでいますし、少しそういうことが苦手だという人は、個別性を重視した個々のプログラム等々、その人その人に合わせた支援が現在も行われているところでございます。

現状、愛成会のほうでも、そのように個々の一人ひとりに寄り添った支援が行われており、評価をさ

れておりますけれども、福栄会におきましても、同様に障害者の一人ひとりに寄り添った支援が行われているというところがございます。

#### ○石田（ち）委員

そうやって課長は口ではおっしゃるのですけれども、やはり皆さん、陳情にもありますけれども、今、課長がおっしゃっていることと感じられていることが違うわけです。福栄会のサービスも経験し、そして、愛成会の支援も経験している。私たち共産党が情報公開で取った満足度調査の結果も、歴然としているわけです。区としても、ぐるっぼの満足度、愛成会の満足度が高いということは認めていらっしゃいますよね。そういった目で、利用者の立場に立ったら、「はい、今までどおり引き継がれます」と軽々とは言えない状況が出ているのではないかと。利用者の経験、そして、こうした第三者の評価、そんなところから出ていると思うのです。そういったことをどのように考えられているのでしょうか。

そして、本当にこの陳情にあるような安心した生活、そして、生き方というのが、このままでは私は保障されないと思うのです。ですので、継続を望まれているし、再考を強く求められていると思うのですけれども、そこはどのようにお考えでしょうか。

#### ○築山障害者施策推進担当課長

支援の在り方なのですけれども、同じ説明になってしまうかもしれないのですが、その人らしい生活をとということで、個別性を重視した利用者中心の支援が共に行われているということで認識をしております。次期指定管理者になった際も、同様にサービスを継続していくというところがございます。

#### ○石田（ち）委員

その人らしい生活というのは、本当に一人ひとりを研究して、その一人ひとりと向き合って、考え出していくということをしなければ、一人ひとり違いますので、その人らしい生活というのは確保できないのではないかと。そして、やはり私は、運営事業者を変えたということは、本当に品川区の障害者福祉の前身をつくった愛成会、そして、ぐるっぼの支援が後退する、そこに背を向けて後退を自ら選んだと思います。

それで、大勢の皆さんが選択肢が増えたとおっしゃっていましたが、それは区も認識していると思いますけれども、生きていく選択肢が増えるというのは、本当に当事者、そして、家族だからこそその言葉だと私は思いました。ですので、守ります、やっていきますというのではなくて、そこをどう保障できるのかというのをしっかりと示していただきたいと思ひますし、そういうやり方を、福栄会が今までの自分たちの施設での延長ではなく、ぐるっぼではそうした支援ができるというふうになることが必要だと思ひのですけれども、区としてはそこをお考えでしょうか。

#### ○築山障害者施策推進担当課長

支援につきましては、丁寧に引継ぎを行っていきます。その中で、個々のご利用者様の具体的な支援ですとか、支援方針というものも引き継いでいきます。そうした中で、利用者がどのようなことを望んでいるのか、どういう思いがあるのか、そういったことも含めまして引き継いで丁寧にやってまいります。

#### ○石田（ち）委員

ここで聞いてもそんな答弁しか返ってこないのだということだと思ひます。本当に利用者、当事者の皆さんの日々の暮らし、どういうことに困られていて、どういうことを求めているという、そこにしっかりと向き合ってきた愛成会、ぐるっぼの体制を、私は本当に改めて確保していただきたいと思ひますし、今からでも改めて再び考え直すということをしていただきたいと思ひます。いかがでしょうかとい

うことと、あと、日精看、今、区はニーズに合った適切な医療、精神疾患、障害者の皆さんへの医療が提供できるようにしてもらいたいということですが、現時点では、障害児の担当の先生がいるだけになっている状況でしょうか。そこの現状を教えてくださいたいのですが。

#### ○築山障害者施策推進担当課長

まず1点目でございますけれども、今回の公募の趣旨といたしましては、障害児者総合支援施設の設置目的である、区内の障害者の福祉増進を図るために、拠点施設として運営するにあたって最も優れた指定管理者を選定したものでございますので、拠点施設として機能できるよう、取り組んでまいります。

2点目の、日精看に関するご質問です。現状でございますが、児童担当の医師のみとなっておりますけれども、大人の再診については受けているということをお聞きしております。

#### ○石田（ち）委員

愛成会のほうのところですが、今の支援の在り方を、こういった第三者評価を受けて、また、そして、こういったたくさんの当事者の皆さんの声を受けて、区としては、新たな事業者、福栄会でこれが担保されるという、最良の人を選んだということなのでしょうけれども、そうした声は、逆にこうした多くの方が福栄会での経験を受けて、愛成会で前進したといいますか、改善した、生活が改めて安定したというところがあるのですけれども、そこは認められているのですよね。福栄会では得られていなかった支援が愛成会でしっかりされるようになったと皆さん口をそろえておっしゃいますので、区もそこは認識しているということでもいいのですよねというのを伺いたいのと、あと、日精看のほうは、そうすると、大人のほうも今は受け入れられている。それは、非常勤の先生がいらしているということなのでしょう。それとも、障害児担当の先生と一緒に診られているということなのでしょう。

#### ○築山障害者施策推進担当課長

1点目のご質問ですが、現指定管理者も次期指定管理者も、同様に利用者に寄り添った支援が行われているという認識をしております。ただ、障害児者総合支援施設につきましては、新しく造ったばかりですので、ハードが非常に広い空間だったりします。福栄会の施設ですと、多くの方が利用して、障害者の方では、人が多いところが苦手だという方もいらっしゃいますので、そうした方からすると、やはり広い空間がいいという方もいらっしゃいます。障害のある方、個々によって、どういった環境がいいかというのは異なりますので、現指定管理者も次期指定管理者も、そういう環境設定も行いながら支援に取り組んでおります。支援といたしましては、両方とも利用者に寄り添った支援が行われているという認識でございます。

2点目の質問ですが、非常勤の先生はいらっしゃらず、常勤の先生が大人の再診の方も受けているということをお聞きしております。

#### ○石田（ち）委員

日精看のほう、区として望ましい体制として、院長は障害児が担当だということをお聞きしていますし、そうしたら、やはり大人の担当の先生も必要だと区は考えているのでしょうか。

#### ○築山障害者施策推進担当課長

日精看の部分でございますが、上の児童学園の部分の連携というところで、協力をしてもらっているところでございます。診療等につきましては、これは日精看の判断で職員の配置等をされているものと認識しております。

#### ○石田（ち）委員

当初、精神障害児の担当の先生と大人の担当の先生を配置するという計画だったと思うのですが、

も、それで、開設時期が大きすぎたことで、人員の確保が難しくなり、そして、院長が入れ替わったりすることもあったりしたようですけれども、要は、大人担当の先生が今も確保できていないという状況なのだと思うのです。だから、最初の駆け出しの、歩き始めのところからつまづいたということなのではないかと思うのです。そこから人員確保が、医者を確保するというのは本当に大変ですし、それが精神科医になってくると、そこもなかなか難しいと思うのです。そこをやはり確保していくためには、もう少し区の支援も必要なのではないかと思ったり、区としては、ニーズに合った良質なサービスという、そのニーズというのをどのように考えられているのか。大人の担当の医者も必要だと考えている、それがニーズと捉えているのか、そこを伺いたいと思います。

#### ○築山障害者施策推進担当課長

まず、区の支援というところでは、日精看が運営するにあたって、区のほうも補助という形で支援をしております。

それから、ニーズの部分でございますが、精神障害の方の、福祉的な視点での通いの場というのも不足している部分がありますので、拡充していく必要があると考えています。

#### ○鈴木（博）委員長

石田ちひろ委員、そろそろまとめてください。

#### ○石田（ち）委員

今現在、デイケアのところというのは、違う部分で使われてしまっているということですので、そうしたこともどんどん後退させる要因になってしまっているのではないかと思うのですけれども、やはり日精看の部分でのニーズというのを、もっと把握していく必要があるのではないかと私は思うのです。その中で精神科クリニック、デイケア、訪問看護、そうした様々な施策につながっていくというのが利用者の皆さんの思いだとは思っているので、そうした改めてニーズを、陳情にも書いてありますけれども、行政単独の企画ではなくて、当事者と協議する場をつくって良質なサービスをつくっていく必要があると私も思うのですけれども、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

#### ○築山障害者施策推進担当課長

当事者との協議というところでは、計画策定にあたりまして、当事者の方に入ってもらったりですとか、ヒアリングをしながら、どのような施策が必要なのかを考えていっているところですので、引き続き、障害のある当事者、障害者団体の方を交えて、そういったご意見を聞きながら進めていきたいと考えております。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご発言はございますでしょうか。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

まず1つ伺いたいのが、日精看なのですけれども、もともと4つの団体で一つという形で今の障害児者総合支援施設をやるということで、同じグループの中で日精看も誘われて来たという経過があったと思うのです。そういう中で、グローとゆうゆうと愛成会が福栄会に、こちらが大本が変わってしまうというふうになっても、日精看は指定管理者ということではないのですけれども、今までどおり残って支援を続けていくということになるのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

#### ○築山障害者施策推進担当課長

現在、行政財産の使用許可ということで、日精看にお貸しをしているというところでは、ございます。ですので、日精看のほうから、また期限が切れる段階で申請が上がってくるということで、それを受けて

区が許可をするかどうか判断をするということで、1年単位で行っておりますので、日精看の経営判断もあることなのかと考えております。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

貸付けということは、ここでも説明を受けてきたので分かっているのですが、その期限というのは1年ごとで、日精看がまた1年ごとの契約という形でしていくということで、まだ方向性としては、継続していくのか、それとも、3つのグループが福栄会に変わることによって、一緒に撤退するのか、そういう方向性というのは全く決まっていないということなののでしょうか。

#### ○築山障害者施策推進担当課長

日精看の事業は、指定管理とは別でございますので、今回のプロポーザルとは関係はございません。継続するかどうかにつきましては、日精看の経営判断によるものなのかと捉えております。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

分かりました。ありがとうございます。

私、今回の陳情、今までの施設に同じサービスをというのは、これまでも様々、本当に団体の皆さんも声を上げましたし、それから、ここの利用者の方々も陳情を出されましたし、それだけ今のぐるっぼの愛成会やゆうゆう、グローが、質の高い、本当に満足していく、そういうサービスをしてきているということの証明だと思うのです。そこのところが、本当にやっとなんかそういう満足していく支援が受けられるというところをまた変えられてしまうということに対して、何とかしてほしいというのが今回の陳情だと思うのです。このことは指定管理者の変更にあって何度も何度も言ってきたことですが、やはり当事者を最優先に考えて対策を取るというのが、本当に区の姿勢として、ここのところを一番大事にすることが必要だと思うのです。やはりその部分がないと。私は今回の変更のような形に、ないためになつたのだと思っています。そのところで改めて、区も認めている満足度調査なのですが、これは区も調査をやって、本当に改めてこんなに違うのかと驚かれたのではないかと思います。私はこれは情報公開で取って、本当に驚きました。ぐるっぼのグローや愛成会やゆうゆうといったところは、本当に100%近い、8割9割、100%という形で、風船でいえば、本当に膨らんだ風船という形での、様々な分野にわたっての満足度が高いという状況になっています。だけど、やはり福栄会は、本当に風船がしぼんでいるのです。例えば、施設やサービス全体に対する満足度、これも45%。こちらが本当に92.5%とか100%とかに対して、45%。また、困った際の施設の相談体制、44.5%。利用者の意見の尊重・対応、37.5%。本当にはっきりとここに表れていると思うのです。

それで、様々なコメントも出されています。今のグロー、ゆうゆう、愛成会のコメントというのが、まず、「大いに満足」、「満足」というのが、びっしりと書かれているのです。それが、こちらの福栄会のほうには、もともと「大いに満足」、「満足」という項目がないのです。

それで、福栄会のほうは、例えば、「体調を悪くして一時、意識がなくなったときがあった。救急車を呼んでいいのかの問合せで、自宅に電話があったのには驚いた。本人の容体が分かるわけではないので、緊急の場合は園のほうですぐに救急車を呼び、対処してほしいと思った」。また、別の方は、「事務関係の手続きで、最近、疑問を抱くことが多々ある。職員への対応の不親切さに驚くばかりだ」。また、別の方が、「生活全般について、いろいろと教えてほしいが、やってもらえていない。夏季の入浴はできないという話があった。シャワーでも使用したいと要望を伝えたが、使用できないとの返答があった。利用者本人にとって、居心地が悪そうで、利用したまらない。本人が安心して楽しく過ごせる場であってほしい。周りに支援者の目が行き届いていないので、利用者同士のトラブルが起きても、真実が分からない。

トラブルにも気づいていないのではないかと不安もある。他の利用者家族からも聞いている」。こういうものがほとんどなのです。

ところが、こちらのグロー、ゆうゆう、愛成会のほうだと、「問題が生じた時点で、解決のために話し合いを設けてくれたので、本来の相談となっている。生活と本人の全体像を捉えた上での助言がとてもありがたかった。このような相談員が増え、暮らしやすい品川になっていくことを切に望んでいる」。

「5か月未満ですが、子どもの進歩は目覚ましく、先生方の指導力に敬服するばかりです。もう少し早くこの施設を利用できていたら、子どもの成長も違っていたかもしれないと思ってしまいます。子どもに合った環境や指導の大切さを知りました」。別な方は、「ここに通うことがなかったら、今の私と子どもの生活はなかったと思います。現在、子どもとのコミュニケーションは十分取れているとはいいがたい状況です。しかし、子どもを受け入れてくれる場所、サポートしてくれる先生方の存在があり、明日は今日よりもっとよくなる、少しずつでも成長していると信じて、このままでよいのだと思いながら、毎日を送ることができています」。また別な方です。「子どものことで悩んだり、困ったことがあると、スタッフの方からの的確で専門性の高いアドバイスを受けることができるので、助かっています。スタッフの日々の手厚い支援は、何よりも信頼できるので、心から感謝しています」。

こういうコメントがびっしりと出てきているわけです。これが、私は本当にはっきりとここに違いが表れていると思うのです。この違いという点については、区としてはどう捉えられているのでしょうか。愛成会だったりグロー、ゆうゆうの満足度が高いということは、区も認識していますということで、何回も答弁されているので、今の事業者の満足度が高いということを認められているわけですね。ということは、こここのところと福栄会がやはり違うのだということを認識することが必要なのではないかと思いますのですけれども。それで、その認識の上にこれにどう対応するかということが、対策ができてくると思うのです。だけど、こんなにはっきりと違いが表れているにもかかわらず、その認識がないと、福栄会も同じようにやっています、この両者は同じですと。区として同じですとするのか、それとも、この満足度が高いところにこちらを同じように近づけましょうと。そのために何をするのかということを考えていきましょうと。そういう立場に立つのか、そのことが私は問われていると思うのですけれども、その点についてはどう考えられているのでしょうか。

#### ○築山障害者施策推進担当課長

現指定管理者、愛成会の運営につきましては、立ち上げ期ということがありましたので、立ち上げのときというのは、施設の定員に対して職員の配置をすることになっております。ですので、立ち上げ期は利用者が少ないけれども、職員は定員に応じて多く配置しなければいけないということがありますので、職員の体制も手厚い体制で進めることができたかと思っております。

一方、福栄会につきましては、これまで区内の生活介護等の施設が少ないということがありましたので、福栄会には学校を卒業した方の居場所、通いの場がなくなってしまっただけとはいえないということで、頑張って区内の社会資源が少ない中を工夫をして、多くの方を受け取ってくださったという経緯がございます。そういった多くの方を受け入れているということがありますので、様々なご意見も出ているかと思えます。

アンケートでは、今回の現指定管理者につきましても同様に様々な意見が出ているところですが、このような立ち上げ時期だとか、受けている利用者的人数、職員の配置体制が違うというように、条件が異なった中でのアンケート結果なのかという認識でございます。

ただ、支援につきましては、最初からご説明していますとおり、どちらの法人も、個別性を重視して、



利用者に寄り添った支援、それを基本的な考え方として取り組んでおりますので、両者共に利用者中心に取り組まれているという認識でございます。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

ということは、区としては、この事業者はまだサービスを利用する人と人員体制のそのこの違いのために、この質が出てきているのだと。この体制が同じようになれば、福栄会も、今のグロー、ゆうゆう、愛成会も変わらないのだと。そういうことで考えられているということでしょうか。体制上の問題が普通に表れたと考えられているということでしょうか。

#### ○築山障害者施策推進担当課長

体制上の問題につきましては、アンケートを取る時期等によって、前提となる条件が違うのかという認識をしておりますけれども、支援につきましては、体制が同じだったら同等かというご質問ですが、それは最初から、同じ説明になりますけれども、支援の考え方は共に利用者中心の考えになっておりますので、そこは人数がどうなるかが、考え方は変わらないものだと思っております。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

体制が同じ体制であれば、同じような形で、例えば、今のぐるっぼの体制で福栄会が同じような形でやれば、今のぐるっぼの質は担保できると考えているのかということなのですが、この点はいかがですか。

#### ○築山障害者施策推進担当課長

今の愛成会の体制は、立ち上げ期ということで、定員に応じた職員配置をしております。福栄会になった場合も、同様に定員に応じた職員配置になりますので、体制は適正な配置で実施をしていくことになります。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

だから、今の愛成会と同じ定員に対しての職員配置ということであれば、愛成会と同じサービスを提供できると考えているのかということなのです。それで、そういうことであれば、今の福栄会のほうが、どうしてそういう問題になっているのかということまで踏み込んで考えないで、大問題なのではないかと思うのです。そういうところもあると思います。でも、実際は、中身としてちぐはぐしているというのが皆さんの感覚なのです。

それで、私も具体的にこの陳情を出された方から伺ったのですけれども、決定的に違うというところは、例えば、一番初めにサービスを受けるときも、書類がとても膨大だとおっしゃっていました。アンケートを出して、健康に対して、それから、その方がずっとどんな状況で支援を受けてきたのか、癖や動きの注意すべき点、そのようなどころに対しても徹底的で、その方がどういう方なのか、そして、どんな支援が必要なのかということ、知ろうとする努力が決定的に違うということも言われたのです。

そういう、質をどう担保していくのか、そこのところは、これだけ満足度が違うということが歴然と出てきたわけですから、そこのところには私は区がしっかりと目を向けて、そこのところを引き上げていくという対策も必要なのではないかと思うのですけれども、その点ではいかがでしょうか。

#### ○松山障害者福祉課長

福栄会は、これまで品川区内に長年の実績があるというところと、あと、相談事業所も複数あるというところでは、情報共有できるところが非常に多いというところ。愛成会は、やはり品川区が初めてということで、品川区民の方に対して、知ろうという努力をしてくださったのだと感じております。

もちろん、それぞれきちんと相談支援事業所をはじめ、生活介護の事業所は、その方に対して、ご希

望ですとか、どういう過ごし方をしていきたいかということをご丁寧にお聞きいただき、その方に合ったサービス、そして、寄り添った支援というのは、区としてどの事業所であっても、求めていくものでございます。

もちろん両者、愛成会、福栄会、現、区内の両方とも法人ですので、今やっぴらる運営事業者ですので、愛成会や福栄会ははじめ、全事業者については、当然ながらご本人のことをきちんとアセスメントできる、そして、寄り添った支援というのは、区としては求めていき、また、指導していく。当然ながら必要な方に対して、必要なサービスをしていくということは、区としてはお願いしているところでございます。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

私は、やはり当事者のことをまず第一にということで、満足度調査に表れている一人ひとりのコメント、本当に我が子が人として成長し、安心して成長していける場がこれだけ提供されてきたという、そのところが本当に思いの詰まった満足度調査だったという思いがしているのです。そのところを、やはり区としてもしっかりと受け止めて、そういう中身をどうつくっていくかということに向き合うことが本当に大事だと私は思います。福栄会は福栄会で一生懸命やっぴらるいただいていると思います。だけど、このような形で選択肢が広がった。そのところをまた選択肢がなくされていくということに対しての不安から、こういう陳情が次々と上がってくるということになっていると思うのです。

そういう点では、今回、グロー、ゆうゆう、愛成会、この3者がそういう形で期待に応える中身をやっぴらるいただいていると思うのですけれども、その点で、さらに例えば、選択肢をなくさないところで、今回、ぐるっぽが福栄会に変わるというのは私たちは反対しましたが、指定管理者で決定されたけれども、例えば、区内でこの事業所に別の場所で相談事業所、発達支援センター、それから、生活介護、就労Bだったりとか、そういう形で、ほかの場所で品川区が提供して継続していただくとか、そういうことをぜひやっぴらるいただけたら、またそこに通う選択肢というのも継続されるのかと思うのですけれども、そういう選択肢としてはいかがでしょうか。

#### ○松山障害者福祉課長

区民の方の選択肢を広げるという姿勢は、今も、今後も続けてまいります。区内の選択肢として、委員にいろいろ挙げていただいた相談支援センターですとか生活介護というのは、相談支援センターについては、一定程度やはり充足をしているというところでございます。生活介護につきましては、また特別支援学校の卒業生の動向を見ながら、今後、つくっていく形になろうかと思っております。その際につきましては、やはり公募という形を取らざるを得ないかと考えております。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

私は、やはり現在の指定管理者をぜひ継続、これだけ当事者の方たちが継続を求めているわけですから、継続をすべきだということで、指定管理者そのものに対しても反対をしましたが、改めてこういう陳情が次々と上がってくる中で、ぜひ再考していただきたいと要望しておきたいと思っております。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご質問、ご発言はないでしょうか。

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、まず、令和3年陳情第25号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思っております。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党からお願いします。

○石田（秀）委員

今、委員長からのお話でありましたが、理由は陳情第25号、29号、34号、一括してお話をさせていただきたいと思います。

25号については、不採択でありますけれども、理由としては……。

○鈴木（博）委員長

結論を出すですか。

○石田（秀）委員

結論を出すで、不採択。

それで、理由としては、先ほど来いろいろな部分についてお話がありましたけれども、これまで例えば、今、ぐるっぼの部分については、現事業者に様々な問題がいろいろ発生をしたと。それで、結果として3年の指定管理となったということであります。その中で指定管理を行って、いろいろ今やってきたけれども、我々の耳にも、大変よくやられていると。利用者の方々からもそういう話も聞いているし、我々は事業者の方のところにも視察も行ったし、直接聞いたこともいろいろあったのだけれども、ただ、なかなか利用できないという方々もいらっしやったりということも耳には入ったりしている。

そういう形の中で、品川区も様々なニーズを把握されて、新たな指定管理の候補を決められて、福栄会ということで決定をしたということだと思います。これからそういう意味では様々なご意見もあるのだろうけれども、それは全体を見てしっかりと、これは障害者の方々の総合支援施設ですので、そういう形のものでできればいいと思っております。今、こういう段階でもう何度もこういう話をずっとしているの、あれでありますけれども、個々のものについては、我々としては不採択ということをお願いしたいと思います。

○若林委員

結論を出すで、不採択をお願いします。

全体として、共通していますけれども、やはりまず、会派としては、これまで何遍もこういう場で申し上げているとおり、現3事業所の評価は確認しておりますが、大変に高く評価をしている利用者の声が実際にあるという中で、今回、品川区が指定管理についてはこのような判断をされたということで、既に議決もされたという経緯の中で、今回の陳情者の方にお話を伺いました。ここにも書いてありますけれども、やはり以前の福栄会のサービスに大変不安を感じているということは、それは訴えておられました。そういうことで、大変に今、不安の渦中におられる。4月から福栄会が入ってくる。また、その以前からの引継ぎをしっかりやっていく。また、今月には説明会がある。そして、いよいよ来年の10月には指定管理が変わるとい、このまだ1年以上ある中で、この不安をずっと抱えて、現在のぐるっぼに通うという状況が続くわけですね。その心中を察したときには、それは大変おつらいだろうと。おつらいということを感じました。答弁されていますけれども、ぜひ現場でも、福栄会のほうは、今後、この地域支援拠点等、いわゆる拠点としての機能、それから、これからは事業所の連絡会も立ち上げて、面的に品川区全体のサービスを向上させていこうという強い決意は私は感じているので、そういう意味では、この1年以上の利用者の不安、それから、福栄会の決意、ぐるっぼの引継ぎ、それには万全を期していただいて、各節々でまた日常的にお声を聞いていただいて、また説明するところは丁寧に説明をして、ぜひ不安に伝えていただきたいと思います。実際に10月からはすばらしい見事なサービスの質の現状、さらには、満足度がさらに上がるような、そういう施策展開、また、事業所へのご指導を

しっかりお願いしたいということは要望させていただきます。

#### ○せお委員

結論を出すで、不採択をお願いします。

今、自民党、公明党がおっしゃっていたように、私にもいろいろなご意見をいただいています。そうなのですけれども、先ほど説明会を利用者に実施するというのも伺いましたし、その中で、やはり区の施設ということとしてのぐるっぼの今後のビジョンというのをしっかり持っていただいた上で、説明会ではしっかりと丁寧な説明をまずしていただきたいと思っています。

あと、先ほどもお話がありましたけれども、やはりこれだけ声が上がるといことは、現場にいらっしゃる職員が特に質が高い方が多いのだと思いますので、ここの現場にいる職員にできるだけ残っていただく努力を必ずしていただきたいと要望して終わります。

#### ○石田（ち）委員

本日結論を出すで、採択をお願いします。

先ほど鈴木ひろ子副委員長も紹介した満足度の違いというのは本当に歴然ですし、そういう中で不安を抱えられているというのが、運営事業者が変更するという、このときからずっと出されていたわけです。変わらないでほしい、残してほしいという。それはやはりそうした支援、サービスの継続がその利用者の生きる糧というか、道になっているからだと思うのです。ですので、今、課長の答弁では、必ず今のグローやゆうゆう、愛成会の支援がそのまま担保されるという答弁はありませんでした。ですので、やはりそれをどのように担保し、そして、向上させていくのかというのが必要だと思います。引き続き、丁寧な説明等だけではなくて、やはり担保できる体制を取っていくことが必要だと思いますので、お願いします。

#### ○木村委員

結論を出すで、不採択をお願いします。

#### ○高橋（し）委員

結論を出すで、不採択をお願いします。

現在の事業者と新しい事業者で丁寧に引継ぎをしていくということ、それから、サービスの継続に関して安心して利用できるように、個性や特性を重視されるということをご説明で伺いましたので、不採択ということをお願いします。

#### ○鈴木（博）委員長

それでは、本陳情については、結論を出すとのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### ○鈴木（博）委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和3年陳情第25号、障害者の「生活介護事業」のサービスの質の維持を求める陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を、採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木（博）委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は、不採択と決定いたしました。

続いて、令和3年陳情第29号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○石田（秀）委員

結論を出すで、不採択でお願いします。

○若林委員

結論を出すで、不採択です。

○せお委員

結論を出すで、不採択でお願いします。

○石田（ち）委員

結論を出すで、採択を主張します。

やはりこうした利用者の方にとっては、新たな選択肢が増えたということにすごく期待を持って、しかもその期待に大いに応えていただいているというぐるっぼのこれまでの取組があるのかと思います。そして、この陳情にもありますけれども、12年間福栄会に通われた、そして、昨年からぐるっぼに通ったという経験が、本当に全てを語られているという思いがしています。決定的な違いが多々ありますので、やはりそこを区としてはしっかりと認めて。同じなのですということでは、先ほど鈴木ひろ子副委員長も言ったように、改善がないまま、これまでぐるっぼが支援してきた内容が担保されないままになってしまいますので、これは本当に当事者や家族にとっては不安であり、大変に生活が不安定になっていくということにつながりますので、ぜひそこをしっかりと見ていただいて、当事者の思い、願いを最優先に、改めて今からでも考え直していただきたいと思います。

○木村委員

不採択でお願いします。

○鈴木（博）委員長

結論を出す、不採択で。

○木村委員

はい。

○高橋（し）委員

結論を出す、不採択でお願いします。

○鈴木（博）委員長

それでは、本陳情については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（博）委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和3年陳情第29号、障害児者総合支援施設「ぐるっぼ」の運営事業者変更見直しを求める陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を、採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

**○鈴木（博）委員長**

賛成者少数でございます。

よって、本件は、不採択と決定いたしました。

最後に、令和3年陳情第34号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

**○石田（秀）委員**

結論を出すで、不採択でお願いします。

**○若林委員**

結論を出すで、不採択です。

**○せお委員**

結論を出すで、不採択でお願いします。

**○石田（ち）委員**

結論を出すで、採択でお願いします。

当初言っていた精神科クリニックと精神科デイケア、そして精神科訪問看護、こうした事業が行えるように、さらなる支援を区がしていくべきだと思いますし、さらに当事者が行政機関と意見交換する場、そういったものを当事者参加でぜひしていただいて、この陳情にあるように、良質なサービスをつくっていくことを求めたいと思います。

**○木村委員**

不採択でお願いします。

**○鈴木（博）委員長**

結論を出す。

**○木村委員**

はい。

**○高橋（し）委員**

結論を出すで、不採択でお願いします。

**○鈴木（博）委員長**

それでは、本陳情については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**○鈴木（博）委員長**

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和3年陳情第34号、品川区障害児者総合支援施設内の精神障害に係るサービスについてニーズにあった適切な提供を行うよう、区に求める陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を、採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

#### ○鈴木（博）委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は、不採択と決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

---

(4) 令和3年陳情第35号 八潮団地内に風呂付シルバーセンターを整備する事への陳情

#### ○鈴木（博）委員長

次に、(4)令和3年陳情第35号、八潮団地内に風呂付シルバーセンターを整備する事への陳情について、議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

#### ○鈴木（博）委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○菅野高齢者地域支援課長

それでは、私から、この陳情についてのご説明をいたします。

区内には、シルバーセンター12か所、ゆうゆうプラザ4か所がございます。ゆうゆうプラザとは、区民の身近な憩いの場、交流の場として、高齢者の健康の維持増進、生きがいを支援し、高齢者と多世代の区民との交流を図る施設として、老朽化したシルバーセンターの改築後に転換を図ってきております。

八潮地区にはシルバーセンターはございませんが、地区内には全ての年代の方にご利用いただける活動の場として、八潮地域センターやこみゅにていぷらざ八潮がございます。また、八潮地域センター内にある敬老室では、高齢者の方が団体登録の上、無料をご利用いただいております。他地区のシルバーセンターは、改築後に多世代交流支援施設への転換をしていることから、世代に関係なくこれらの施設をぜひご利用いただきたいと思っております。

今後については、地区内にある施設の改修に合わせて検討するなど、地域にお住まいの皆様のニーズや区全体の施設の配置バランス等を踏まえた上で検討していくべきと考えております。

区としましては、高齢化が進む中、超長寿社会に対応する視点を踏まえて、地域における共生社会の実現を目指しており、高齢者だけに特化した施設ではなく、幅広い世代の方にご利用いただく施設を造っていきたくと考えております。

#### ○鈴木（博）委員長

説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

## ○石田（ち）委員

この間、繰り返し八潮団地内にお風呂の付いたシルバーセンターをという陳情が出されていますけれども、本当に強い願いなのだとおっしゃるところだと思います。

それで、前回の議論なども踏まえて、陳情の中では、八潮にもあつてしかるべきなのだとおっしゃることが述べられています。そして、「会」の方のアンケート調査でも、「入浴設備のあるシルバーセンターをつくってほしい」というのが57%というところでは、総合的に八潮の在り方というか、そういうのを考える中で、検討していくとこの間ずっとお答えされていると思うのですが、そこを待たずして、一足早く造ってほしいという思いだと思います。

そして、他の地域のシルバーセンター等のお風呂を利用している方の便利だという声、そして、安心して入浴できるといった声なども聞く中で、さらにこうした八潮も欲しいという思いはどんどん高まっているのではないかとおっしゃるのです。それで、やはり今、区も説明したとおり、高齢者の健康の維持増進、生きがいを支援する、そして、高齢者と多世代の区民との交流を図る施設ということでシルバーセンターの説明をされていましたが、やはり八潮の高齢化率というのは目まぐるしく急速に進んでいるというのを述べますと、品川区の高齢者の状況というのは、区の資料を見ますと、八潮以外の品川地区とか大崎地区とか、荏原西地区、荏原東地区、大井地区、それぞれ2017年のときより2020年の高齢化率は下がっているのです。高齢化率が1%程度下がっているのです。人口が増えているというところで、若い世代が入ってきているということなのでしょうけれども。八潮は2017年から2020年で32.7%から35.5%に上がっているのです。ほかは下がっているのだけれども、八潮は上がっている。

これ、ずっと急速に八潮だけが高齢化が進むという状況を見ても、シルバーセンター、高齢者の健康の維持増進、生きがいを支援する場があつていいのではないかと、余計に私は思うのですけれども、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

## ○菅野高齢者地域支援課長

幾つかご意見をいただいた中で、八潮地区全体の在り方の検討がある中でも一足早く造ってほしい、それは高齢化が他地区に比べて急速に進んでいるからというご質問です。こちらに対してのお答えなのですが、確かに八潮地区、大規模団地が造成された時期に、入居した方が高齢世代に入っており、区内でも高齢化が進んだ地区となっていることは、私のほうも認識しております。

この間の陳情のときの補足なのですが、品川区の人口が40万4,823人に対して、八潮地区の人口というのが1万1,937人ということで、約3%となっております。前回、私のほうで高齢者の人口が他地区に比べて少ないからというご説明はしたのですが、高齢者だけではなく、八潮地区全体の人口が区内の中で3%というところで、その中でこみゆにていぶらぎ八潮や八潮地域センターなどがあるということで、規模等も考えたときに、既存の施設が他地区に比べて決して不足している状況ではないのかというところでご説明はさせてもらっております。

委員ご指摘のとおりの高齢化などというところのお話はあるのですが、一定のニーズがあるということも捉えてはいるところなのですが、やはり入浴施設を造ることへの費用対効果とか、あと、他の施設の改修計画なども検討されている中で、様々な要素がある中で、そのタイミングを考えていくため、現在のところは陳情だけで結論を出すということは早いのではないかとおっしゃるご説明をさせてもらっております。

## ○石田（ち）委員



でも、やはり高齢化率は高いわけですから、高齢者の施設というところですよ。ほかの施設がありますというのはずっとご説明されているのですけれども、やはりシルバーセンターの設備というのはないわけですから、高齢者の健康の維持増進、生きがいづくりというものに特化した施設、設備、備品がないわけですから、そこは40万区民に対して1万1,000人で3%なのだとおっしゃるのですけれども、でも、高齢者は多いわけですので、そこはぜひシルバーセンターなので、高齢者に特化した、高齢者を優先させたというところで見れば、多世代でもいいのですけれども、高齢者が優先される、そして、健康の維持増進、生きがいづくりの設備が整っている、そして、安心して入浴したいというところもアンケートにも出ているということですので、造る方向に検討を進めていっていただきたいですし、それを検討、八潮全体のまちづくりに任せていくというところでは、どんどんさらに高齢者は急速に増えていきますので、そこに対応するというところでも、早期の建設、実施が必要ではないかと思うのです。

ですので、先ほど八潮団地ができた頃等の話もされていましたが、そのときはシルバーセンターなんていうことも考えなくていいぐらいの子育て世代、若い世代が入ってきていたわけですが、それが今はこれだけの高齢化が進む地域になっているというところでは、もう検討を始めていいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○菅野高齢者地域支援課長

ぜひ造ってほしいというご要望だと思うのですけれども、先ほどもご説明させていただきましたが、シルバーセンターが老朽化して、シルバーセンターを改築するときには、多世代の区民の方が交流できるゆうゆうプラザというところに転換を図ってきているというところから、やはりこれから造る施設は、区全体として、高齢者に特化した施設ではなく、多世代の方が使う施設をということで区としては進めているというところもありますので、こういった高齢者に特化したシルバーセンターというのはなかなか検討するのが難しいかというところですよ。

そういった意味では、既存のこみゅにていぷらざ八潮や八潮地域センターのほうの集会室等が、ほかの地区に比べると、比較的利用しやすいのかということもございまして、ぜひ使っていただきたいということと、あと、入浴施設とか、そういった備品、ほかの地区のシルバーセンターにある備品が八潮地区にはないというご指摘があったと思うのですけれども、今、区では、高齢化が進む中、健康づくりの充実を図ることによって、健康寿命の延伸を目指しております。例えば、高齢者が集える通いの場とか、居場所などを身近な場所に確保することによって、住民主体の地域づくり、介護予防などを進めておりまして、備品などのそういったハード面の整備だけではなく、ソフト面でも支援を図っておりますので、八潮地区におきましては、こういった既存の公共施設が充実というか、ほかの地区に比べて不足していないのかということから、身近なところに高齢者の方が集える場所が確保しやすいということで、そういった施策も進めていけるのかということで期待しております。

#### ○石田（ち）委員

ソフトの面からも支援策、そういうものができていると。それは品川全域でそういったことが進んでいると思うのです。八潮だけが特出しているというわけではないと思いますし、そういうソフトの面も必要だと思うのですけれども、やはり高齢者が優先されるというのですか、ゆうゆうプラザもそうですよね。ですので、シルバーセンターなり、ゆうゆうプラザもある中でソフトの支援、対策というの、ほかの地区ではそうなっているわけですから、シルバーセンターやゆうゆうプラザがあって、そういう通いの場なんかを確保するということが前提で進んでいるわけですから。八潮だけない。そして、今、人数なんかも、高齢化率なんかもありましたけれども、そういった面からも、早期に造る方向で今から

検討していい状況にあるのではないかと。いろいろご説明いただいたのですけれども、それは全域で進めることですし。ですので、八潮にないシルバーセンター、ゆうゆうプラザ、そういったものを今から検討してもいい段階ではないかと私は思うのですけれども、区の考えをお聞かせください。

#### ○菅野高齢者地域支援課長

八潮にぜひシルバーセンター、ゆうゆうプラザをとのお話だと思うのですが、まず、通いの場の前提としては、通いの場はそういった身近な場所を確保ということですので、シルバーセンターやゆうゆうプラザを前提にしているというわけではございません。例えば、空き店舗だとか自宅だとか、いろいろな場所があれば、そこで住民主体のそういった活動をしていただきたいという支援ですので、そこはゆうゆうプラザ等を前提とした施策ではないということでご説明をさせていただきたいと思います。

あと、八潮地区にどうしてもそういったものがないということなのですから、今、通いの場も申し上げたとおりに、どこかにそういったやはり健康増進を進めていく上にあたっては、運動や栄養、あと、人との交流というところがすごく大事なポイントになりますので、高齢者の方が集える場所の確保ということは、すごく大事となっております。そこにあたっては、シルバーセンターやゆうゆうプラザのような高齢者に特化した施設ではなくても、既存のこみゅにていぷらざ八潮や、あとは八潮地域センターなどでも対応できるのではないかとということで、再三説明をさせていただいている次第です。

#### ○石田（ち）委員

では、ソフトの面からという通いの場、身近な地域の皆さんでというのは、八潮は大きく進んでいる状況なのでしょうか。そしてまた、さらにもっともっと取り組んでいくという状況なのでしょうか。

#### ○菅野高齢者地域支援課長

通いの場に関するご質問だと思うのですが、こちらは昨年度から取り組んでおりまして、本年度、リハビリテーションの専門職の方とともに通いの場の条件整備等をして、地域の方に働きかけていく施策でございます。そういった意味では、八潮が、今言ったそういった場所の確保などがしやすいということで、私のほうでは期待を寄せている地域ではあるのですけれども、こちらがいかんせん、住民主体のものなので、こちらとしては働きかけを頑張っていくという次第になります。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご質問は。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

先ほど区の施設の改修計画のときということでは言われたと思うのですけれども、本当にシルバーセンターではなくても、多世代交流のゆうゆうプラザになっているので、私はゆうゆうプラザでいいと思っています。区の施設の改修計画のときというのは、どんなときになるのか。老朽化したものを改修することになると思うのですけれども、おおよそいつ頃みたいなことは、分かっていたら教えていただきたい。

#### ○菅野高齢者地域支援課長

八潮地区における他の施設の改修計画ということなのですが、改修の計画というのは区全体で立てるものなので、こちらの所管として、この施設が何年頃にとすることは、今、この段階ではお話しできないというところです。

#### ○鈴木（博）委員長

ほかに何かご質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○鈴木（博）委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和3年陳情第35号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

#### ○石田（秀）委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

理由を言います。八潮は、今まさにというか、先ほどこみゆにていぶらぎ八潮の話も出ましたけれども、このとき、八潮南中学校、八潮南小学校をどのようにしていこうかという話のときに、もちろん地域の方で何度も何度も協議を重ねた。もちろん共産党の議員の方も一生懸命議論に参加をして、結論として出てきたのが、こみゆにていぶらぎ八潮。だけれども、我々もそのときに何回も言いましたけれども、当時1万4,000人弱の人口だったけれども、それで活用できるのだろうかという話をしてきたのだけれども、結果として、やはりなかなか活用ができなくて、行政の部分も相当入れ込んできて、大変ご苦労いただいているところがあるということです。

そういうことを考えていくと、今まさに、先ほど所管の話が出たけれども、建設委員会でも説明があったように、八潮のまちづくりは、これから地域の皆さんにお話を聞きに行くということをやっていくということが今年度から始まるということであります。もう始まったのかな、そろそろ始まっているのだと思うけれども、そろそろやっていくということであれば、これは全体のまちづくり、全体の在り方、こういうことを踏まえながら、先ほど来説明していることの中で、整備できることは整備していこうというお答えは、まさに私はそのとおりだと思っておりますので、不採択ということをお願いいたします。

#### ○若林委員

結論を出すで、不採択でお願いします。

#### ○せお委員

結論を出すで、不採択でお願いします。

#### ○石田（ち）委員

結論を出すで、採択でお願いします。

ほかの施設という話をされましても、やはりシルバーセンターやゆうゆうプラザの代替にはならないということが、この「会」の皆さん、また、高齢者の皆さんの声だと思います。

それで、先ほどの地域の皆さんでつくる通いの場というのも、これから期待するという状況ですので、それも含めて、やはりハード面でも高齢者の方が健康増進・維持、生きがづくりとして使えるシルバーセンター、またはゆうゆうプラザというものを造っていくという検討を始めていただきたいと思います。

#### ○木村委員

結論を出すで、不採択でお願いします。

#### ○高橋（し）委員

結論を出すで、不採択でお願いします。

#### ○鈴木（博）委員長

それでは、本陳情については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（博）委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和3年陳情第35号、八潮団地内に風呂付シルバーセンターを整備する事への陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を、採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木（博）委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は、不採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

---

3 その他

○鈴木（博）委員長

次に、予定表3のその他を議題に供します。

その他で何かございますか。

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後3時26分閉会